
第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画

～ 笑顔が輝き しあわせ実感 みんなで子育て すぎと ～

令和2年3月

杉 戸 町

笑顔が輝き しあわせ実感 みんなで子育てすぎと を目指して



子どもは、まちの希望であり、未来をつくる存在です。

だいたいな子どもたちの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来への投資であり、わたしたち全員で取り組むべき重要課題の一つです。

しかしながら、急速に進行する少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は変化しており、子育ての負担や不安、孤立感を感じながら子育てをしている家庭も少なくありません。こうした環境の変化の中、国において平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、市町村は法に基づく子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務付けられました。

この3法の趣旨は、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、幼児期の教育・保育、地域での子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。これを受けて、平成27年に「杉戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てしやすい環境を構築するための各種施策や幼児期の教育・保育、地域での子ども・子育て支援事業の推進に取り組んでまいりました。

このたび、第1期の計画期間が令和元年度で終了することに伴い、令和2年度から6年度までを計画期間とする「第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画でも、“笑顔が輝き”“しあわせ実感”“みんなで子育てすぎと”を基本理念とし、第1期計画を継承しながら、子どもや子育て支援のための施策を積極的に展開していきます。私は町民の皆様とともにこの取り組みを全力で進めてまいり所存でございます。ぜひ、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画書を策定するにあたりニーズ調査のご協力や貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様、「子どもにやさしい街づくり推進会議」委員の皆様、関係機関の皆様に、深く感謝を申し上げます。

令和2年3月

杉戸町長 古谷松雄

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の策定体制等	5
第2章 杉戸町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状	6
1 人口と世帯の状況	6
2 婚姻・出産等の状況	10
3 就業の状況	13
4 教育・保育事業の状況	15
5 ニーズ調査	20
6 杉戸町の人口と児童数の将来推計	31
第3章 計画の基本的な考え方	32
1 計画の基本理念	32
2 計画の基本目標	32
3 施策の体系	33
第4章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援事業	34
1 教育・保育提供区域の設定	35
2 幼児期の教育・保育の確保方策	38
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	45
4 教育・保育環境の充実に向けた施策の推進	60
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	61
基本目標1 まちぐるみ みんなでつくる子育て支援のまち	61
基本目標2 笑顔が輝き 子ども親も健やかに暮らすまち	64
基本目標3 のびのびと 地域で子どもを育むまち	68
基本目標4 みんなで守ろう 安心安全なまち	72

第6章 計画の推進に向けて	76
1 計画の周知	76
2 推進体制の強化	76
3 関係機関との連携強化	76
4 計画の進行管理	77
資料編	79
1 計画策定の経過	81
2 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議設置要綱	83
3 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議委員名簿	86
4 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会設置規程	87

【本文中の元号表記について】

2019年中に「平成」に代わって「令和」が新しい元号となったことから、本文の表やグラフ等の時点について、2019年1月1日から4月30日までのものについては「平成31年」、2019年5月1日以降のものについては「令和元年」と、基準日ごとに表記しています。

なお、2019年の年度表記については「令和元年度」に統一しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

— 子育てをめぐる現状と課題 —

近年、わが国における少子化は急速に進展しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

国内の経済状況は一時期より好転したものの、非正規雇用の問題は特定の年代に残存しつづけているほか、待機児童の問題などにより、本来の希望する働き方や結婚や出産を控える人もいます。さらに、子育て家庭をみても、子育ての負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人は少なくありません。

家庭を築き、子どもを産み育てたい人の希望が叶う、そして、子どもが健やかに成長できる社会を実現するために、子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援していくことが求められています。

— わが国の子ども・子育て支援施策 —

こうした子どもと子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24（2012）年に成立した「子ども・子育て関連3法」による新たな制度により、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、制度と財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進してきました。

しかしながら、その後も全国的には依然として待機児童が発生しており、国は、待機児童の解消を目的とする「子育て安心プラン」の前倒し実施、更なる放課後児童対策を目指した「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化させており、今後も県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

— 「第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画」の策定 —

本町においては、平成27年3月に「杉戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育の確保を図るとともに、地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進して参りました。

しかしながら、それでもなお町内においては保育定員が不足し、待機児童が発生している状況にあります。そのような第1期計画中の状況を踏まえ、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

そして、本計画のもと、教育・保育や子育て支援に関する事業の質と量の充実を図るとともに、家庭・学校・地域・職場などの社会のあらゆる場において、すべての人が子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協力しながら子どもと子育て家庭にやさしい街づくりを推進します。

また、子育て支援に関する様々な事業は民間の参入が進んでいる分野でもあることから、子育て家庭の多様なニーズに応える本計画の事業を着実に実現していくために、民間活力の導入についても積極的に取り組んでいきたいと考えます。

2 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

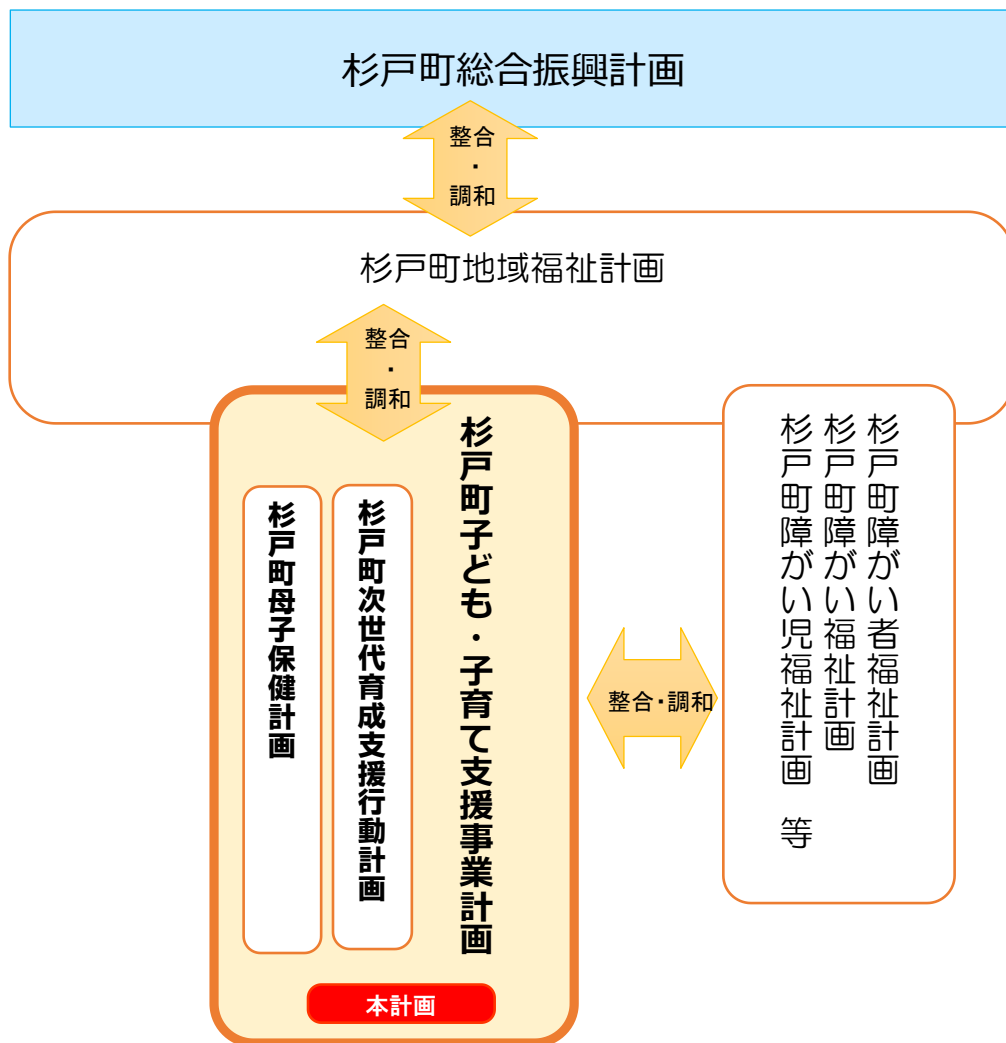
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
杉戸町子ども・子育て支援事業計画					第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画				

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、次世代育成支援行動計画、さらには母子保健計画の内容も含めた計画としています。

さらに、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、市町村においては、子どもの貧困対策に関して、国と協力しながら地域の状況に応じた施策の実施が求められていることから、本町では子どもの貧困対策の内容も本計画に含めました。

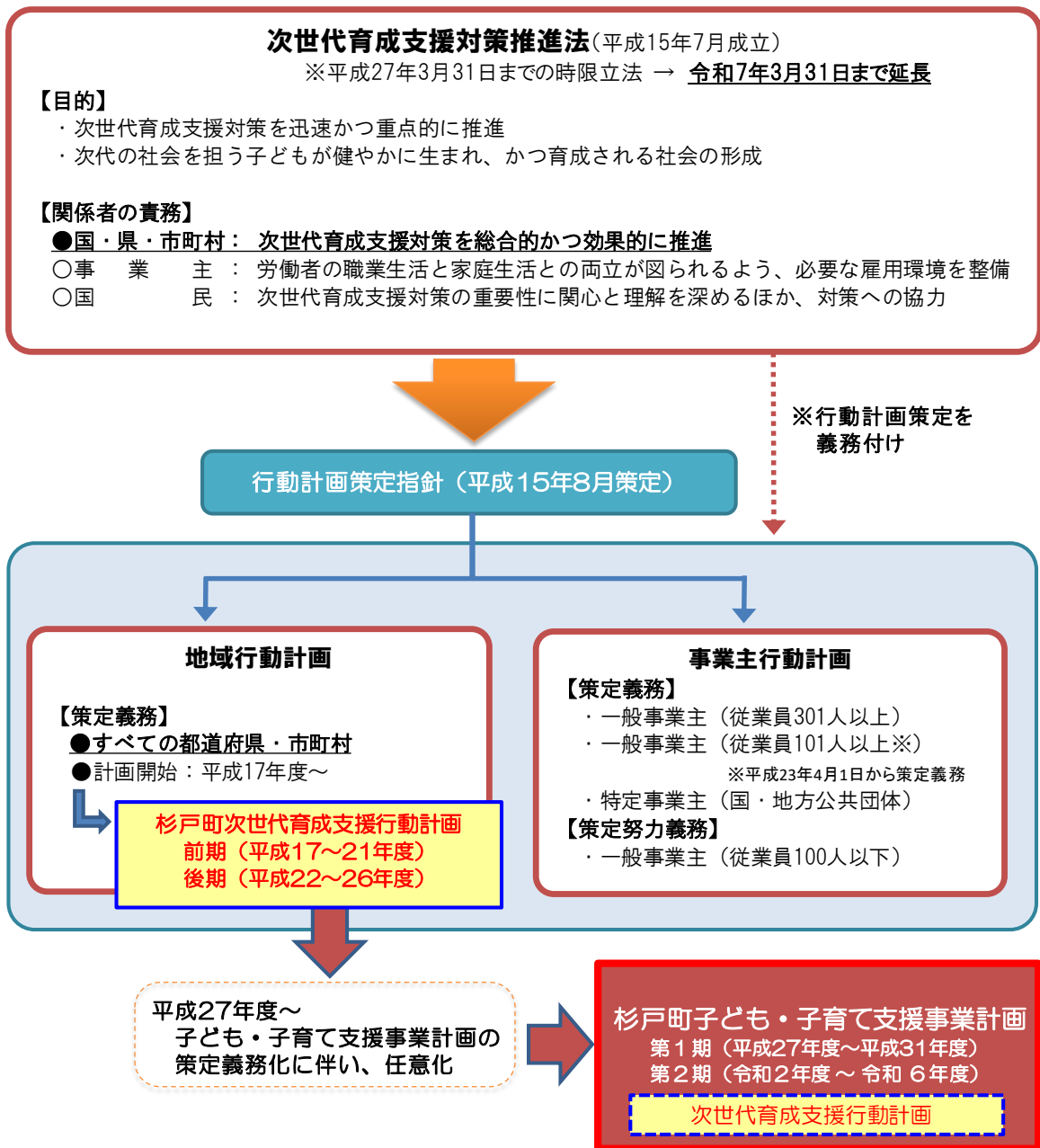
本計画の策定にあたっては、本町のまちづくりの基本計画である「杉戸町総合振興計画」をはじめ、「杉戸町地域福祉計画」、「杉戸町障がい者福祉計画」等の関連する他の計画との調和を図りました。



●参考：次世代育成支援対策推進法への配慮

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27 年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで 10 年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続しますが、市町村での計画策定は必須から任意となっています。

本町においては、第1期計画から、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引き継ぎ、地域行動計画の性格を持ち合わせた計画としており、第2期計画においてもそれを踏襲します。



4 計画の策定体制等

(1) 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議（子ども・子育て会議）

関係者の参画を得て「杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議」を設置し、保護者をはじめ、地域で子育て支援に携わる方々、保健・福祉・教育関係者、学識経験者などの委員の方々から、計画内容についてご意見をいただきました。

(2) 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会

本計画の内容について、関係各課の職員による総合的な協議を行いました。

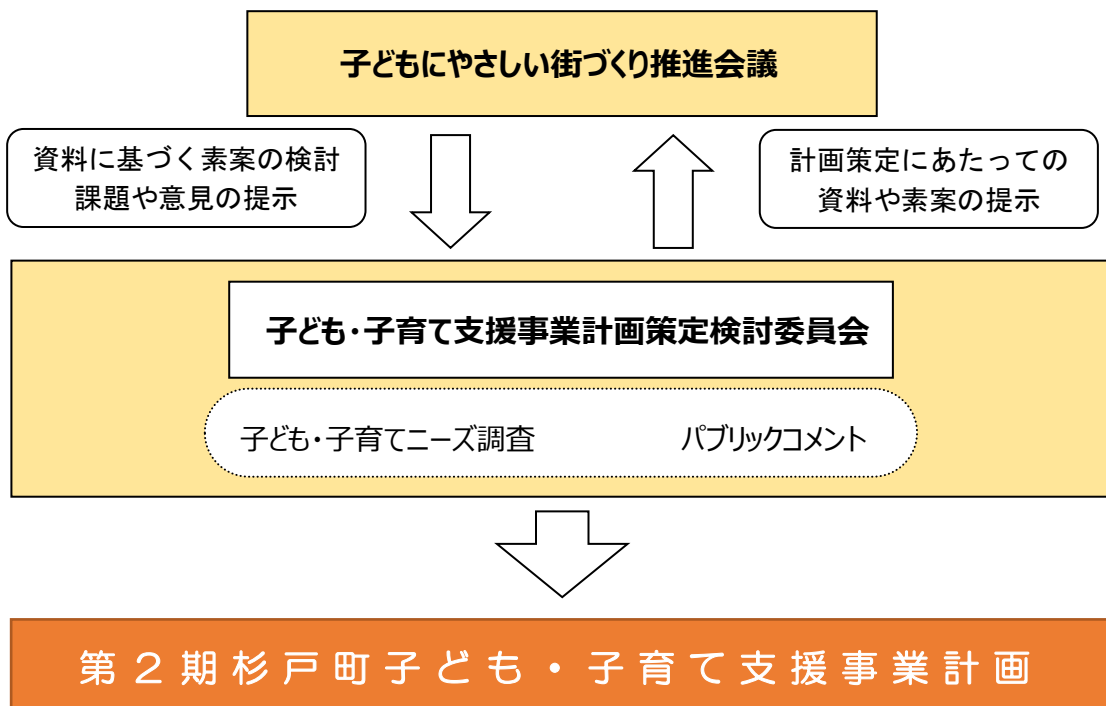
(3) ニーズ調査

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。【実施概要は、第2章第5項を参照】

(4) パブリックコメント

「杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議」で審議された計画案については、令和元年12月27日から令和2年1月31日まで、町の公共施設やホームページ等で公表し、広く町民の方々から意見を募集しました。

■計画策定の体制



第2章 杉戸町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

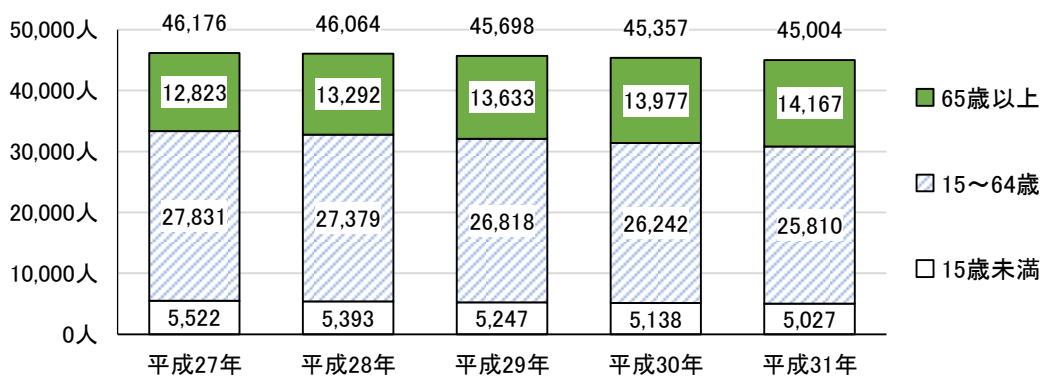
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

平成27年以降の本町の人口推移をみると、緩やかな減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在の人口は45,004人となっています。

年齢3区分人口の推移をみると、65歳以上の高齢者人口は増加傾向、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口はともに減少傾向で推移しており、徐々に少子高齢化が進んでいることがわかります。

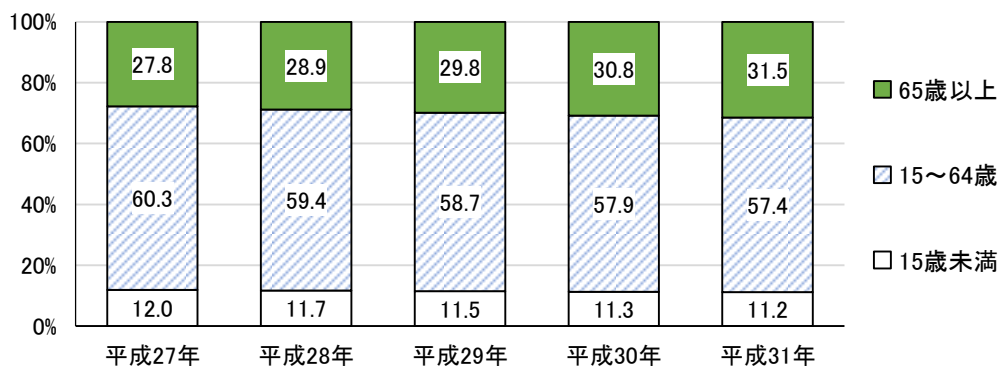
■総人口及び年齢3区分人口の推移



各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

■年齢3区分人口構成比の推移



各年4月1日現在

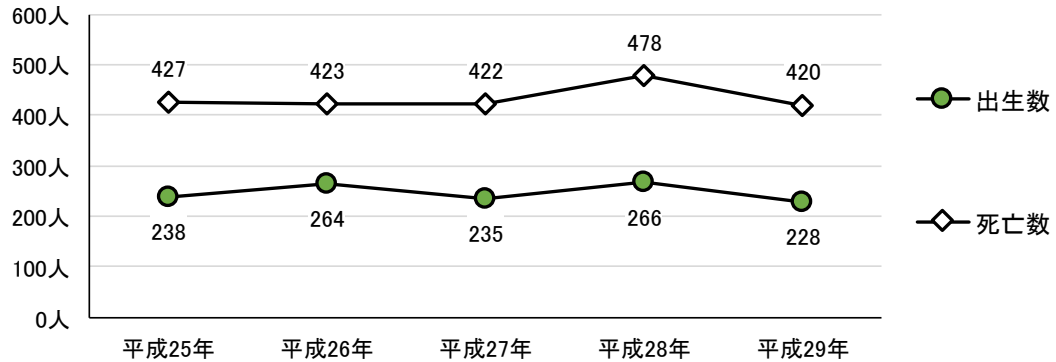
資料：住民基本台帳

注) 端数処理の関係で合計が100%にならないことがあります。以下同じ。

(2) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、いずれの年も死亡数が出生数を上回る自然減の状況にあります。

■出生数及び死亡数の推移

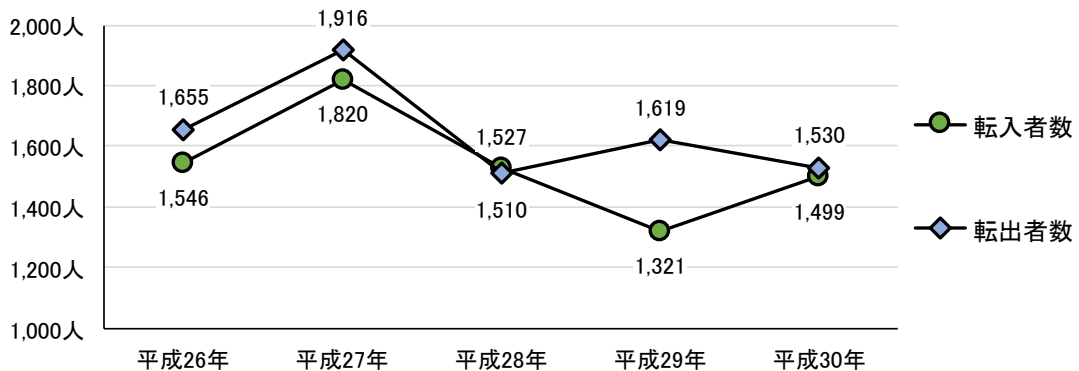


資料: 埼玉県保健統計年報

(3) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、増減を繰り返していますが、過去5年のうち4年間は転出者数が転入者数を上回る社会減の状況です。

■転入者数及び転出者数の推移

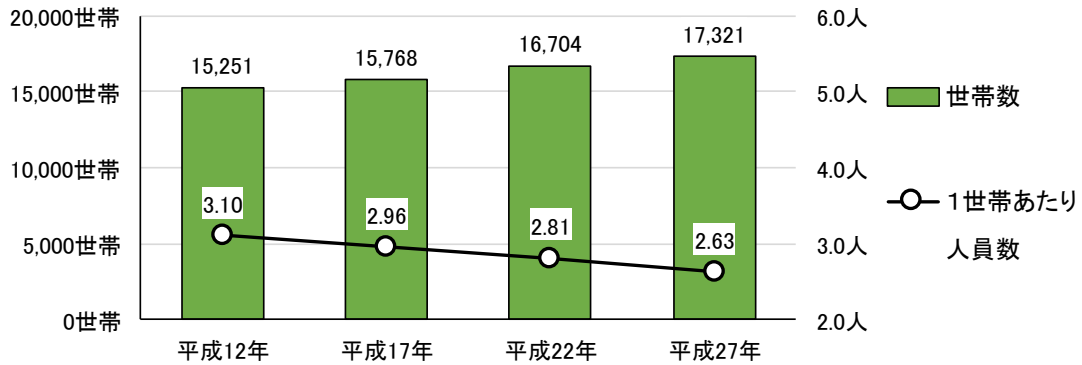


資料: 埼玉県推計人口(月報データ)

(4) 世帯数

本町の世帯数は、年々増加しており、平成27年には17,321世帯となっています。
 一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいる状況がうかがえます。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料:国勢調査

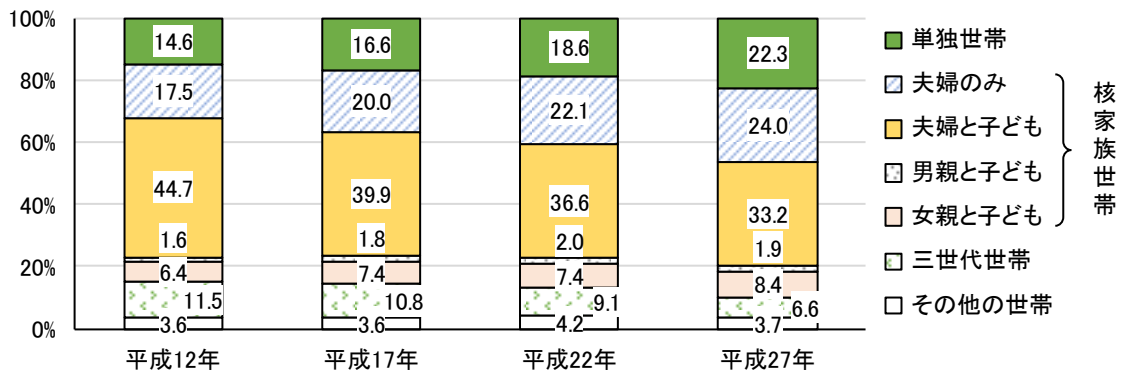
(5) 世帯類型

本町の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯のうち、夫婦のみ世帯の割合が年々増加しています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯の割合が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯の割合が増加しています。

そのほか、三世帯世帯の割合も年々減少しています。

■世帯類型による世帯構成比の推移

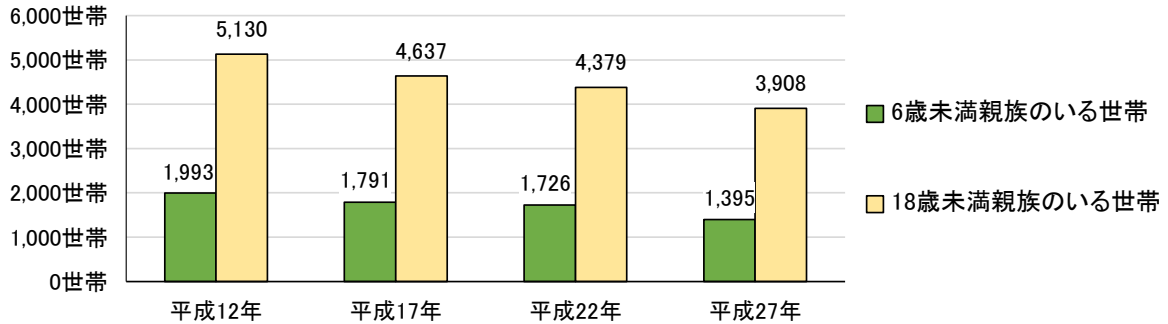


資料:国勢調査

(6) 子どものいる世帯数

子どもがいる世帯数の推移をみると、近年減少傾向にあり、平成27年では6歳未満親族のいる世帯は1,395世帯、18歳未満親族のいる世帯は3,908世帯となっています。

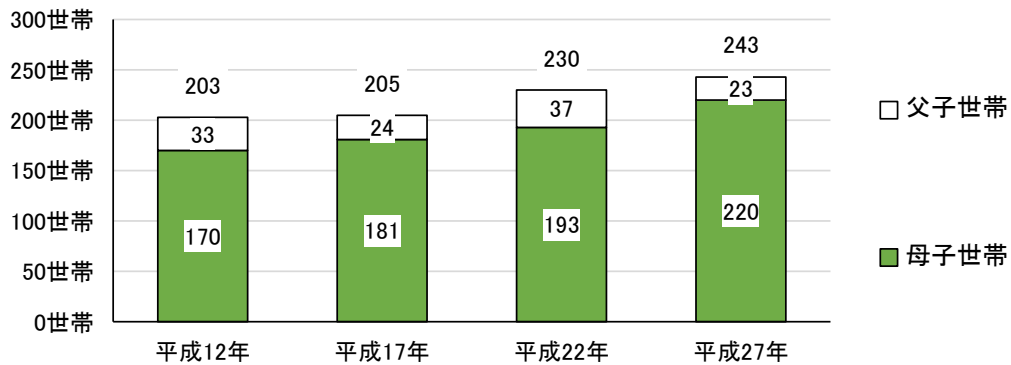
■子どものいる世帯数の推移



資料：国勢調査

また、18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯については増加傾向にあり、平成27年では母子世帯220世帯、父子世帯23世帯の計243世帯となっています。

■18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯数の推移



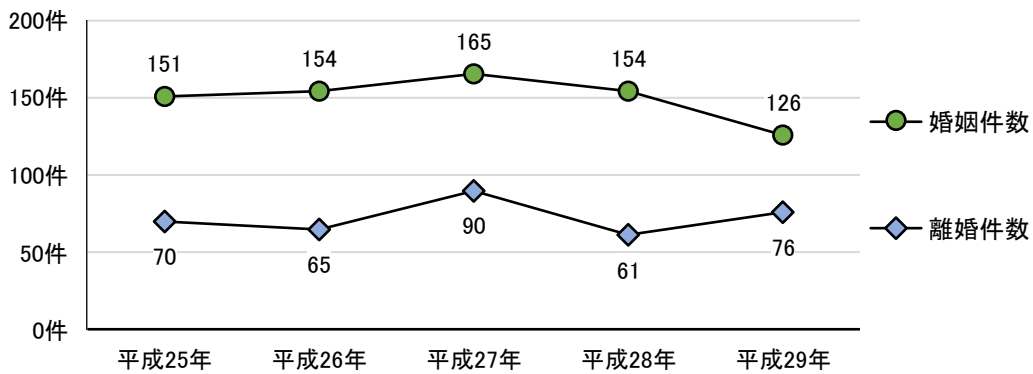
資料：国勢調査

2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は平成28年以降減少が続き、平成29年では126件となっています。また、離婚件数は、平成29年では76件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

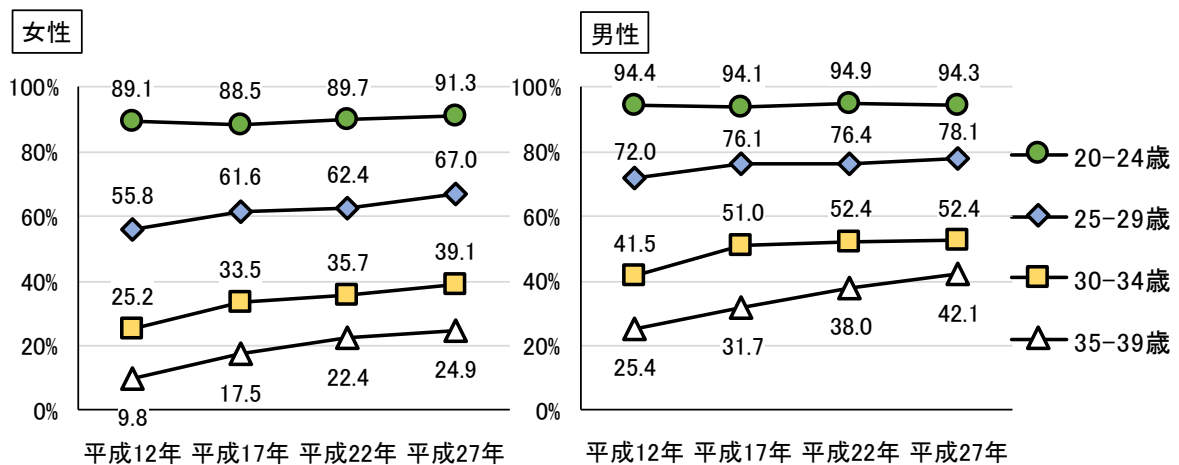


資料: 埼玉県保健統計年報

(2) 未婚率

未婚率については、男女ともに低い年代ほど未婚率が高く、高い年代ほど低くなっています。年代別にみると、男性の20-24歳は高い水準で横ばいですが、それ以外の年代については、男女ともに増加傾向にあります。

■未婚率の推移



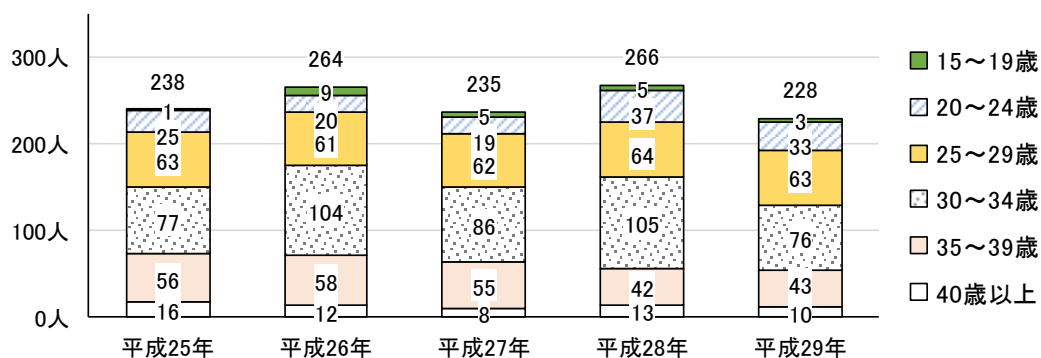
資料: 国勢調査

(3) 出生数

本町の出生数は、増減を繰り返しており、平成29年は前年から減少し、228人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、いずれの年も25～29歳と30～34歳における出生数が多くを占めている中で、平成28年から平成29年にかけては30～34歳の出生数の減少が目立っています。

■母親の年齢別出生数の推移

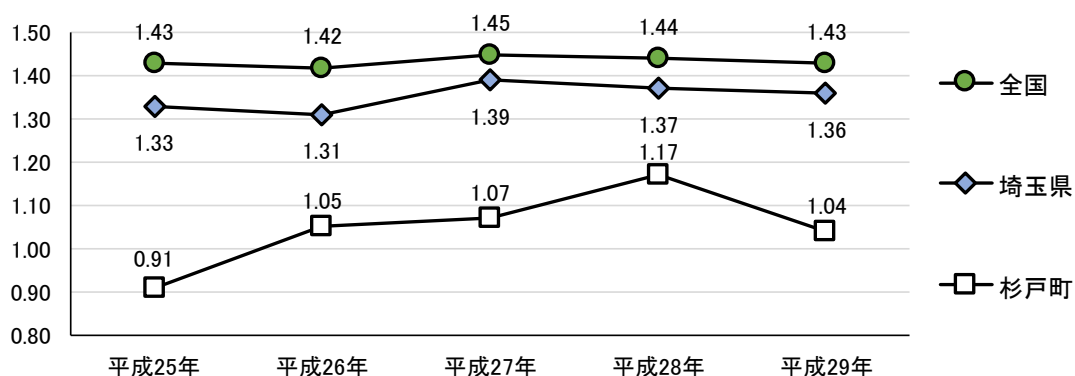


資料：埼玉県保健統計年報（年齢不詳は除く）

(4) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、過去5年、全国及び埼玉県の数値よりも低い水準で推移しており、平成29年では1.04となっています。

■合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県保健統計年報

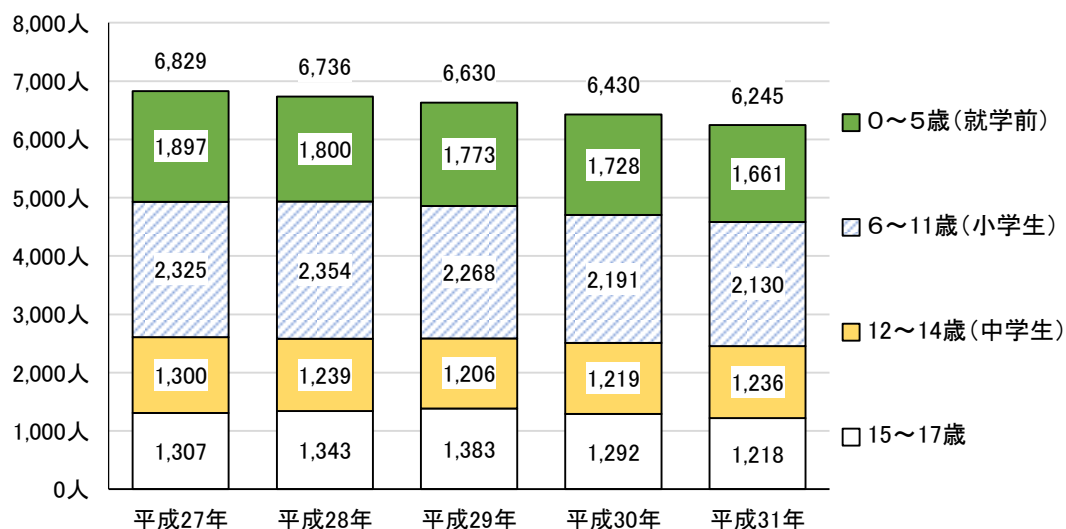
合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(5) 児童数

本町の18歳未満の児童数の推移をみると、近年減少傾向にあり、平成31年4月1日では、6,245人となっています。

内訳については、0～5歳の就学前児童数は1,661人、6～11歳の小学生児童数は2,130人、12～14歳の中学生児童数は1,236人、15～17歳の児童数は1,218人となっており、いずれの年齢区分についても減少傾向にあります。

■ 児童数の推移



各年4月1日現在

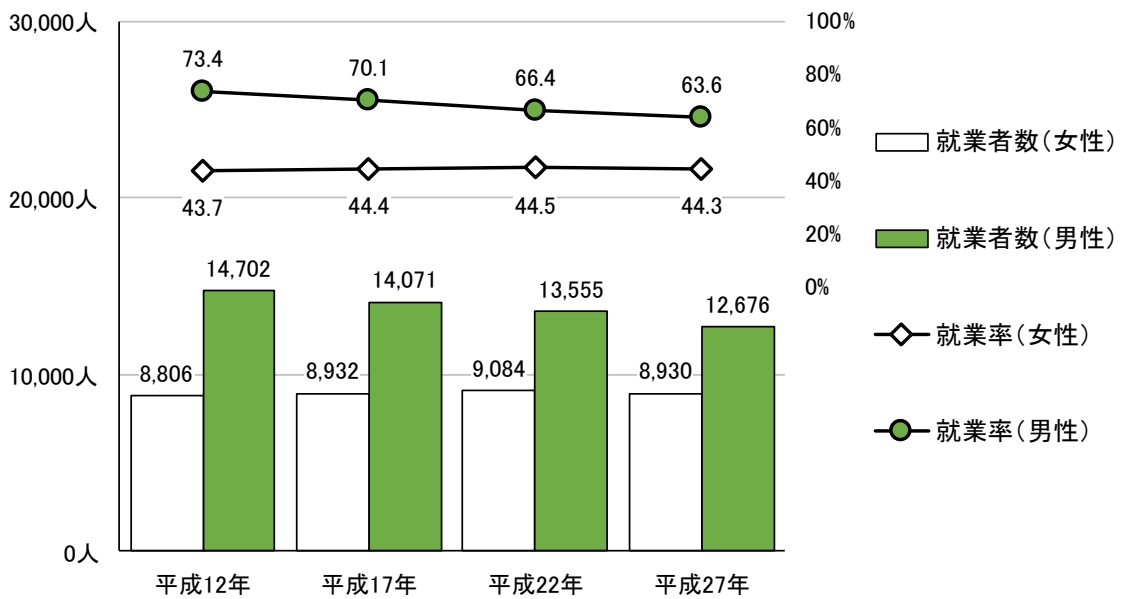
資料：住民基本台帳

3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本町の就業者数・就業率は減少傾向にあり、男女別にみると、男性は減少していますが、女性はほぼ横ばいで推移しています。平成27年の就業者数は、女性が8,930人、男性が12,676人となっています。

■ 就業者数・就業率の推移



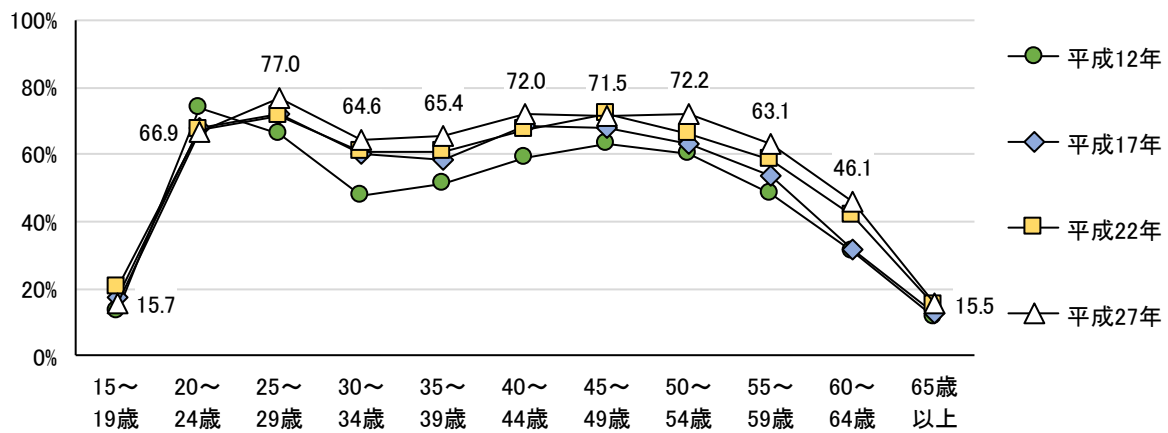
資料：国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

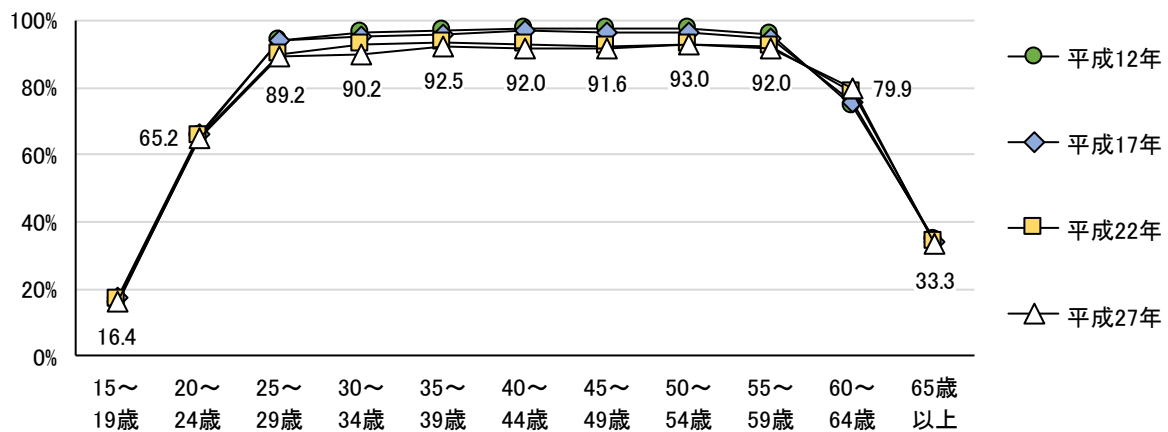
また、女性の年齢別の労働力率を年齢階級ごとにみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、そのカーブのへこみは近年緩やかになっています。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

4 教育・保育事業の状況

(1) 幼稚園

町内の幼稚園は、過去に公立が5園、私立が1園の計6園ありましたが、平成28年度末で公立3園を統合し、現在では、公立が3園、私立が1園の計4園となりました。

町内の幼稚園の在園児童数は減少傾向にあり、令和元年度5月1日現在では456人です。そのほか、町外の幼稚園に通う児童が94人おり、幼稚園在園児童数は550人となっています。

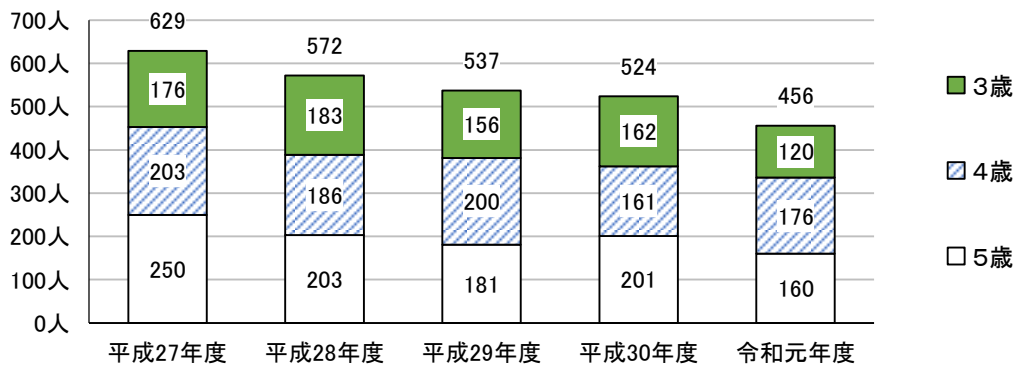
■町内の幼稚園の利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数	6か所	6か所	4か所	4か所	4か所
定員	1,415人	1,415人	1,090人	1,090人	985人
在園児童数	629人	572人	537人	524人	456人
※町外幼稚園通園児童数	110人	101人	105人	87人	94人

各年度5月1日現在

資料：杉戸町 子育て支援課調べ

■町内の幼稚園における年齢別在園児童数



各年度5月1日現在

資料：杉戸町 子育て支援課調べ

(2) 保育所（園）

町内の保育所（園）は、公立が3か所、私立が3か所の計6か所あります。在所児童数は、平成29年度以降、増加傾向で推移しており、令和元年度4月1日現在では504人となっています。

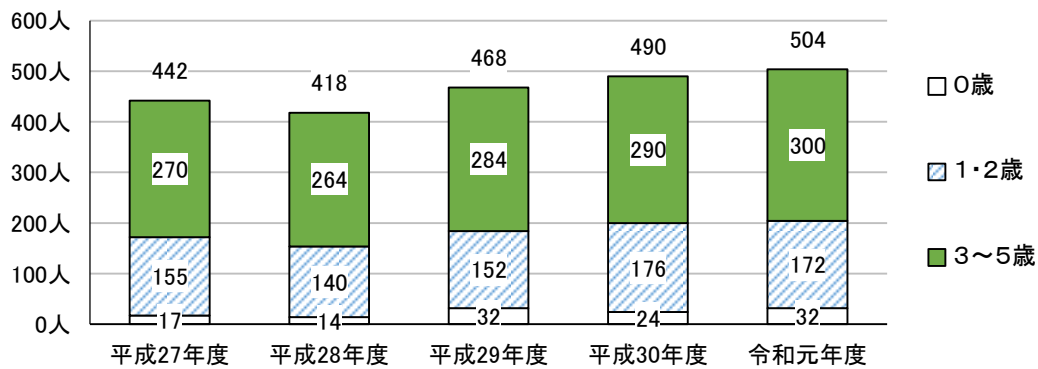
■町内の保育所（園）の利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数	6か所	7か所	6か所	6か所	6か所
利用定員	447人	517人	497人	497人	497人
在所児童数	442人	418人	468人	490人	504人

各年度4月1日現在

資料：保育所月報

■町内の保育所（園）の年齢別在所児童数



各年度4月1日現在

資料：保育所月報

(3) 小学校児童数

町内の小学校は、公立の小学校が6校あります。児童数は平成29年度以降減少傾向にあり、令和元年度5月1日現在では2,094人となっています。

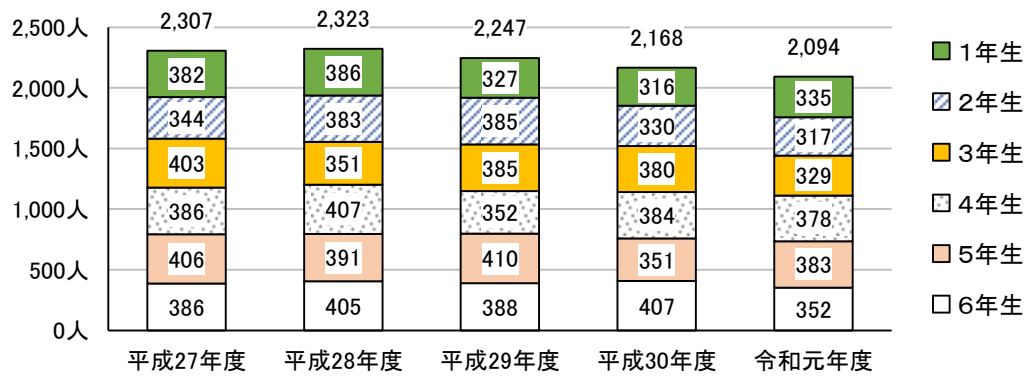
■町内小学校の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学 校 数	6校	6校	6校	6校	6校
学 級 数	86学級	89学級	85学級	83学級	81学級
うち特別支援学級	9学級	10学級	10学級	10学級	10学級

各年度5月1日現在

資料：学校基本調査

■町内小学校の児童数



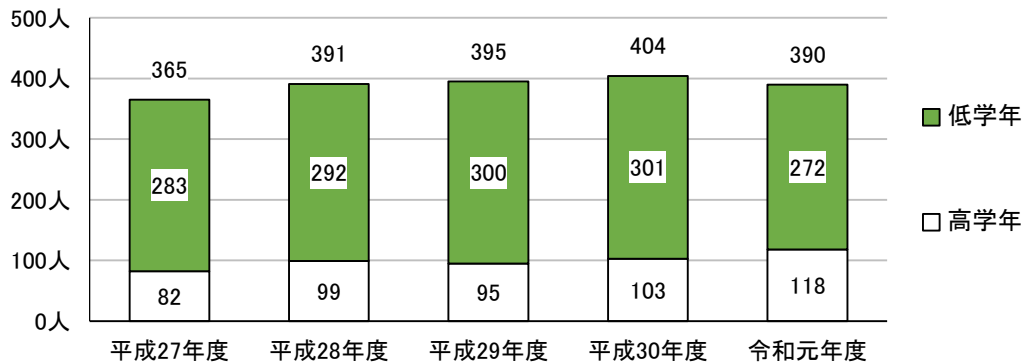
各年度5月1日現在

資料：学校基本調査

(4) 放課後児童クラブの利用者数

町内の放課後児童クラブは公立のクラブが7か所あります。利用者数は年々増加していましたが、令和元年度では前年度から減少に転じ、390人となっています。

■学童保育（放課後児童クラブ）の利用者数



各年度4月1日現在

資料：杉戸町 教育総務課

(5) 中学校生徒数

町内の中学校は、公立の中学校が3校、私立の中学校が1校の計4校あります。

本町の中学校生徒数は、平成29年度以降は増加が続いていましたが、令和元年度は減少に転じ、令和元年度5月1日現在では1,473人となっています。

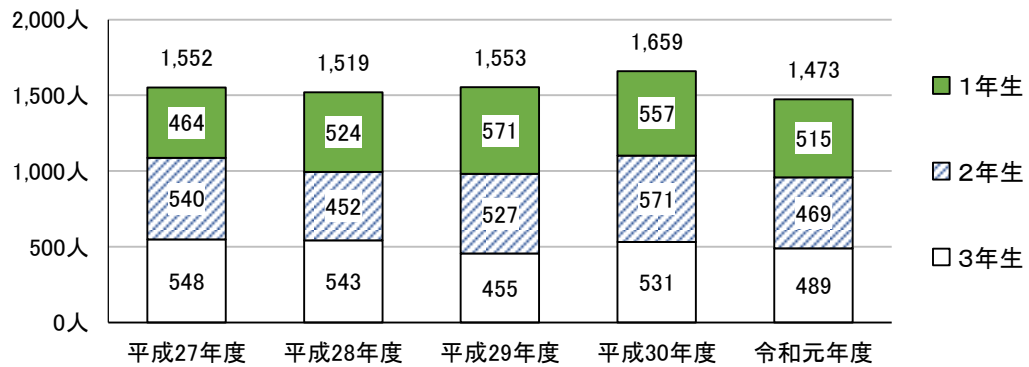
■町内中学校の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学 校 数	4校	4校	4校	4校	4校
学 級 数	47学級	48学級	48学級	48学級	49学級
うち特別支援学級	4学級	5学級	5学級	5学級	5学級

各年度5月1日現在

資料：学校基本調査

■町内中学校の生徒数



各年度5月1日現在

資料：学校基本調査

5 ニーズ調査

(1) 実施概要

調査の目的	保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させる
調査対象	平成30年11月1日現在、本町在住の0歳から小学6年生までの児童の保護者から、児童の年齢、居住地区等の構成比を考慮した上で調査対象から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
実施時期	平成30年12月

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
① 就学前児童調査	1,000件	589件	58.9%
② 小学生調査	1,000件	543件	54.3%

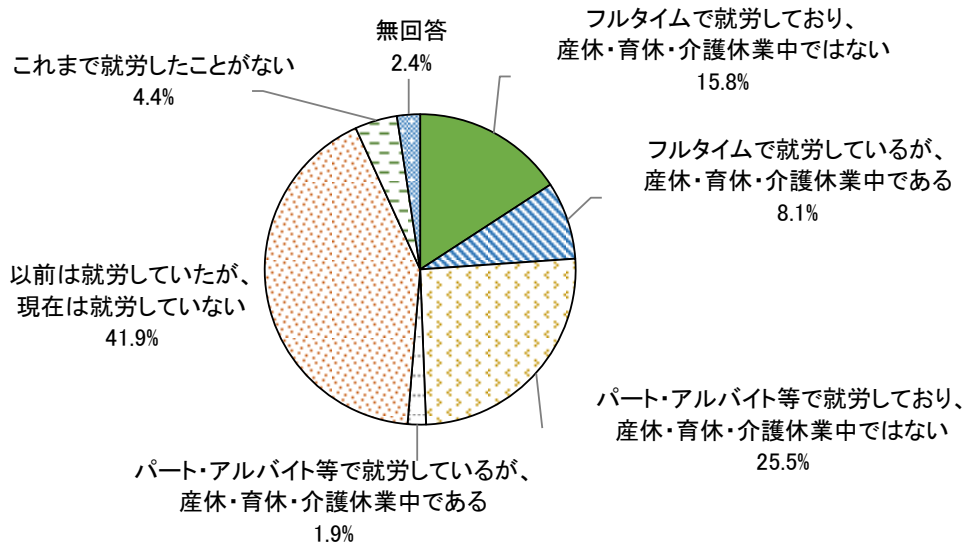
(2) 調査結果

① 母親の就労状況【就学前児童】

●就学前児童の母親の現在の就労状況は、フルタイム就労が23.9%、パート・アルバイト就労が27.4%で、そのうち、10.0%は産休・育休取得中となっています。
●就労していない人は、46.3%です。

母親の現在の就労状況

(n=589)

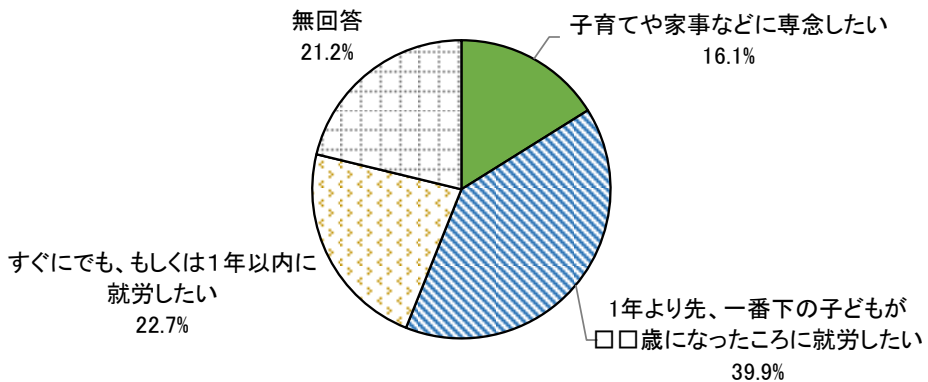


② 働いていない母親の就労意向【就学前児童】

●現在就労していない母親の6割以上が就労を希望しています。

【就労していない母親】
就労したいという希望はありますか

(n=273)

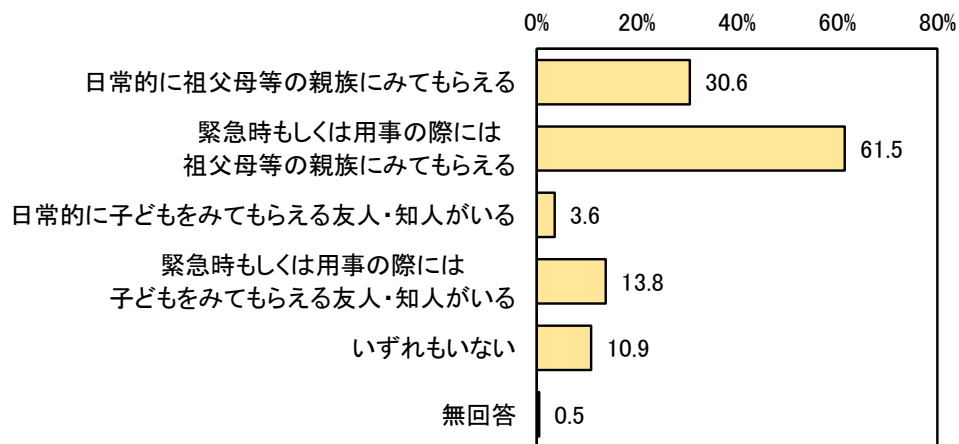


③ 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無【就学前児童】

- 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が61.5%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が30.6%。
- 一方、10.9%は「いずれもない」と回答している。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（あてはまるものすべてに○）

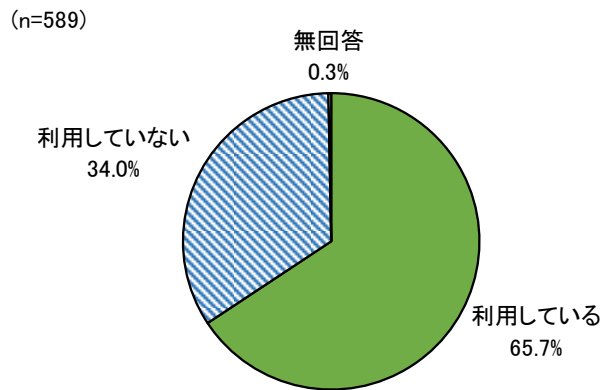
(n=589)



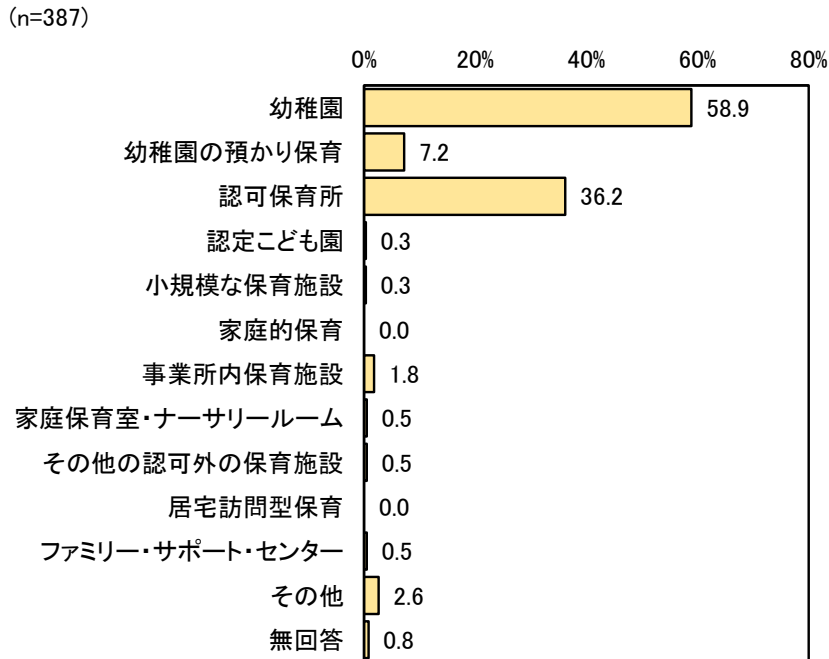
④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況【就学前児童】

- 平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は、全体の65.7%。
- 利用している事業については、「幼稚園」が58.9%で最も多く、以下、「認可保育所」が36.2%、「幼稚園の預かり保育」が7.2%、「事業所内保育施設」が1.8%、「家庭保育室・ナーサリールーム」が0.5%など。
- 利用している場所については、「杉戸町内」が87.6%。

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」を利用しているか



【利用している方】⇒ 平日利用している教育・保育事業（複数回答）

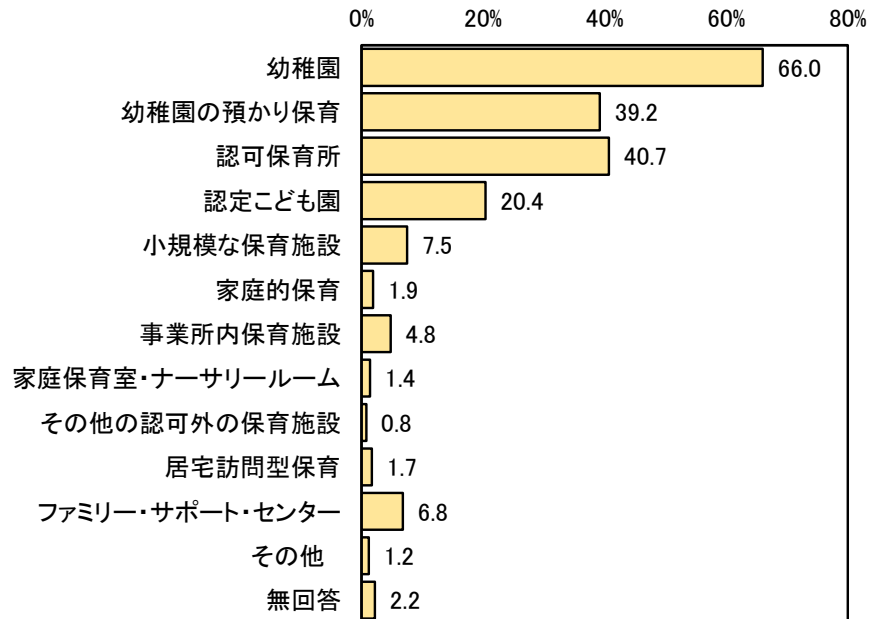


⑤ 定期的にご利用したい教育・保育事業【就学前児童】

- 今後定期的にご利用したい事業は、「幼稚園」が66.0%で最も多く、以下、「認可保育所」が40.7%、「幼稚園の預かり保育」が39.2%、「認定こども園」が20.4%など。
- 事業を利用したい場所については、「杉戸町内」が90.0%となっています。

平日、定期的にご利用したい教育・保育事業（複数回答）

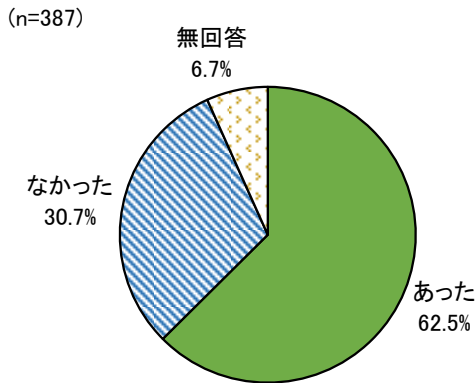
(n=589)



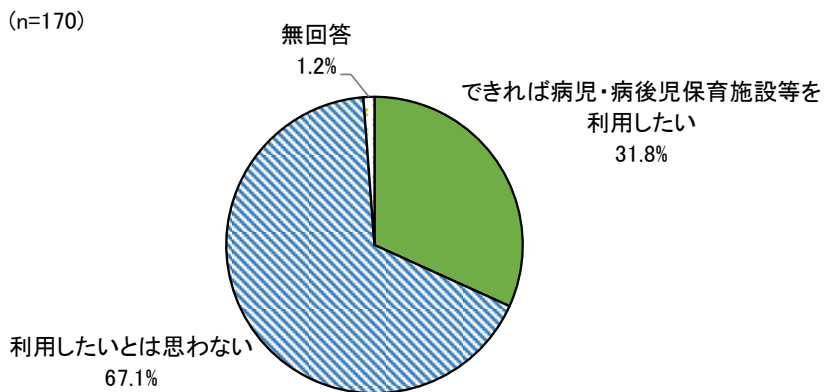
⑥ 子どもが病気の時の一時的な保育【就学前児童】

- 就学前児童について、平日の教育・保育事業を利用している方のうち、子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」人は62.5%。
- そのような場合の1年間における対処方法を尋ねたところ、「母親が休んだ」が68.2%で最も多く、以下、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が28.5%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が25.2%、「父親が休んだ」が21.5%、「病児・病後児の保育を利用した」が11.2%など。
- 対処方法として、父母のいずれかが休んだ人のうちの31.8%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答。

【教育・保育事業を利用している方】
 → 子どもの病気やケガで教育・保育の事業が利用できなかったことはあったか



【あった⇒父母のいずれかが休んで対処した方】
 → その際、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したかったか

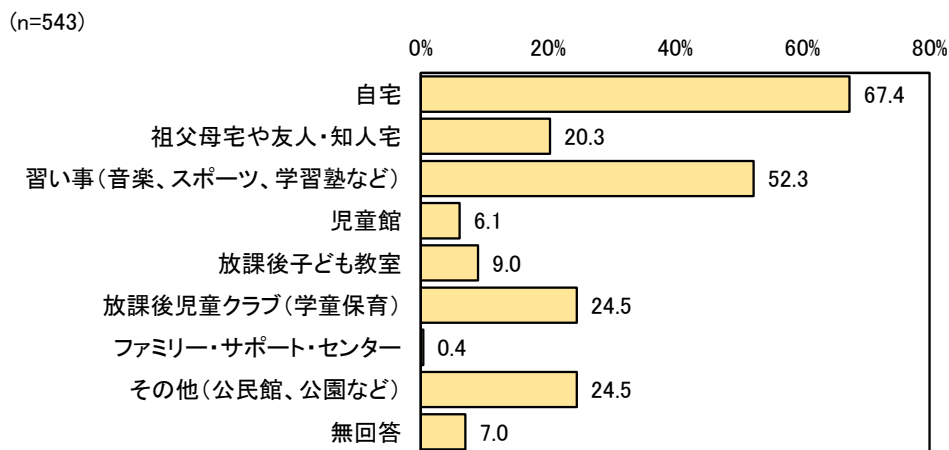


⑦ 放課後児童クラブの利用希望【小学生】

< 低学年時 >

- 小学校低学年（1～3年生）時に放課後の時間を過ごさせたい場所としては、「自宅」が67.4%で最も多い。
- 「放課後児童クラブ（学童保育）」が24.5%。

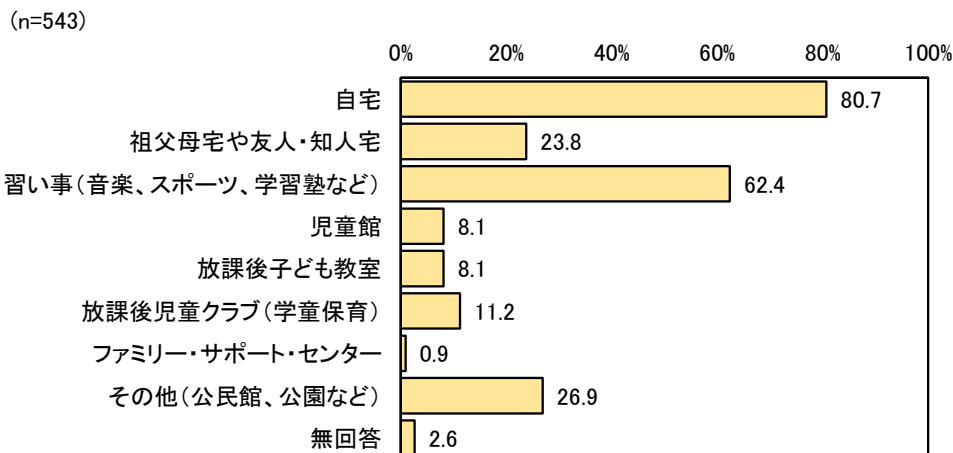
小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後過ごさせたい場所（複数回答）



< 高学年時 >

- 小学校高学年（4～6年生）時に放課後の時間を過ごさせたい場所としては、「自宅」が80.7%で最も多い。
- 「放課後児童クラブ（学童保育）」が11.2%。

小学校高学年（4～6年生）時に放課後過ごさせたい場所（複数回答）



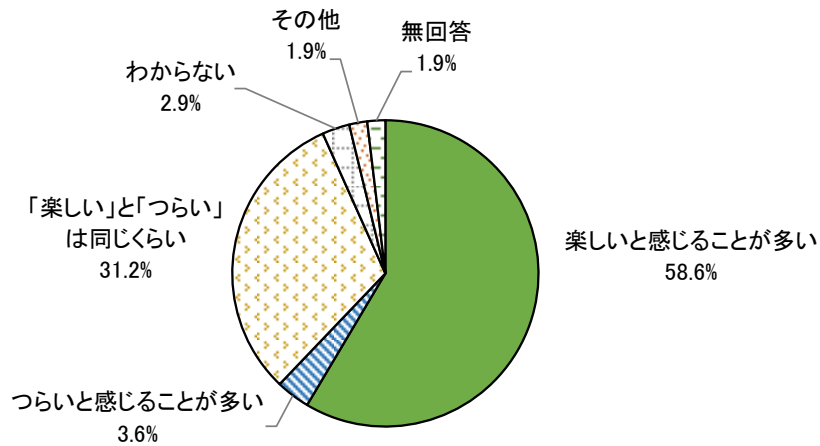
⑧ 子育ては楽しいか

●就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも、子育てを「楽しいと感じることが多い」が過半数を占めている点で共通しており、その割合についても、就学前児童保護者では58.6%、小学生保護者では57.3%でほぼ同程度となっています。

自分にとって子育てを楽しんでいると感じることが多いと思うか

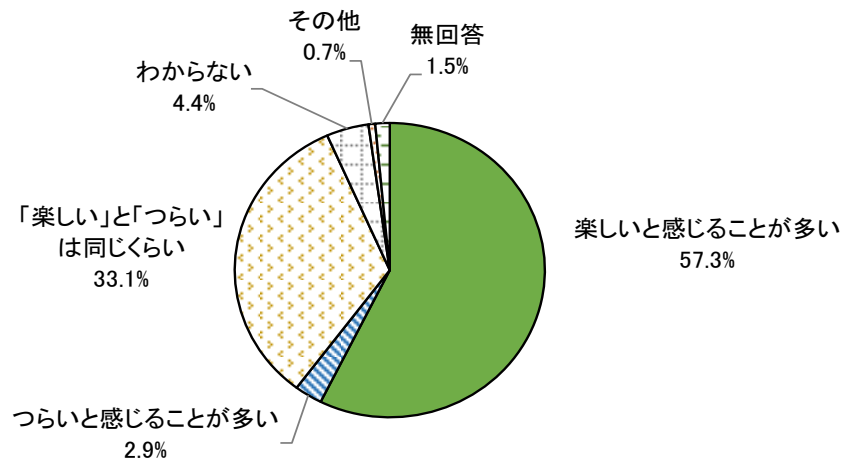
①就学前児童

(n=589)



②小学生

(n=543)



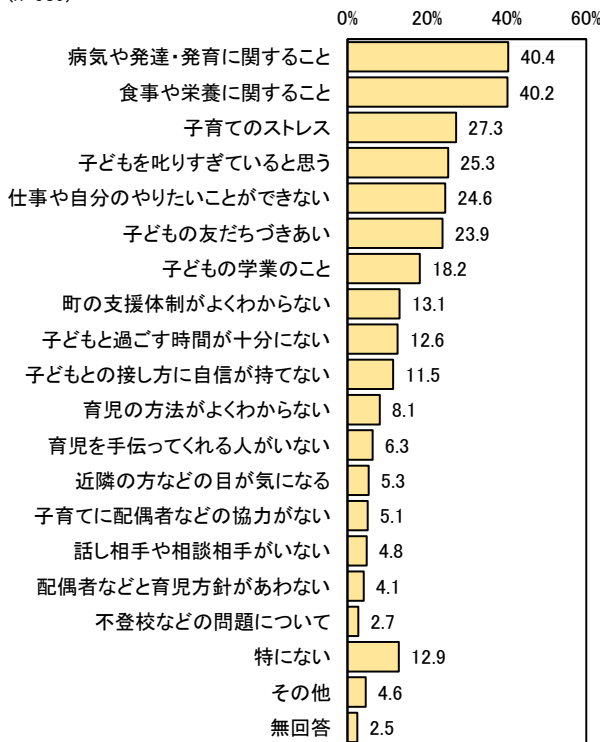
⑨ 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること

- 子育てに関して日頃悩んでいることや気になることについて尋ねたところ、就学前児童の保護者と小学生の保護者とでは回答傾向に違いがみられます。
- 就学前児童の保護者については、「病気や発達・発育に関すること」が40.4%、「食事や栄養に関すること」が40.2%で特に多く、「子育てのストレス」が27.3%、「子どもを叱りすぎていると思う」が25.3%、「仕事や自分のやりたいことができない」が24.6%、「子どもの友だちづきあい」が23.9%などとなっています。
- 小学生の保護者については、「子どもの学業のこと」が33.5%で最も多く、以下、「子どもの友だちづきあい」が30.9%、「病気や発達・発育に関すること」が23.0%、「子どもを叱りすぎていると思う」が21.4%、「食事や栄養に関すること」が21.0%などとなっています。

子育てに関して日頃悩んでいることや気になること（複数回答）

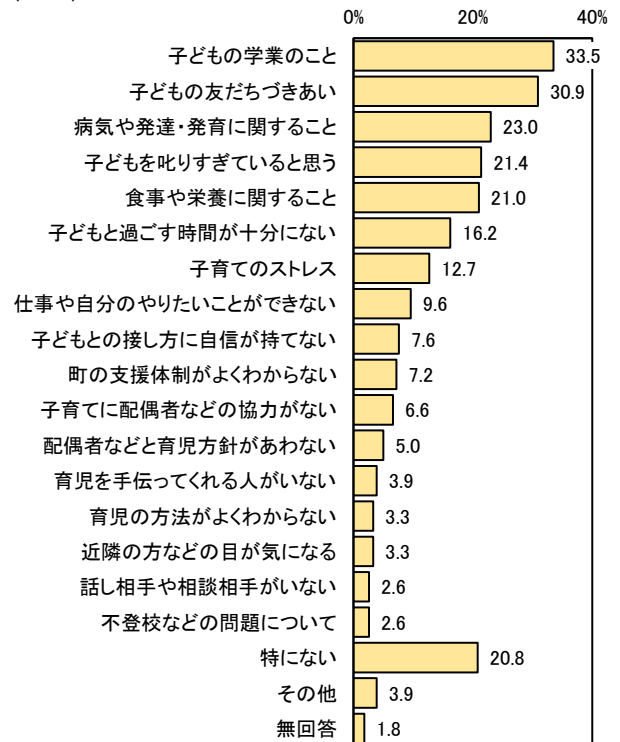
①就学前児童

(n=589)



②小学生

(n=543)

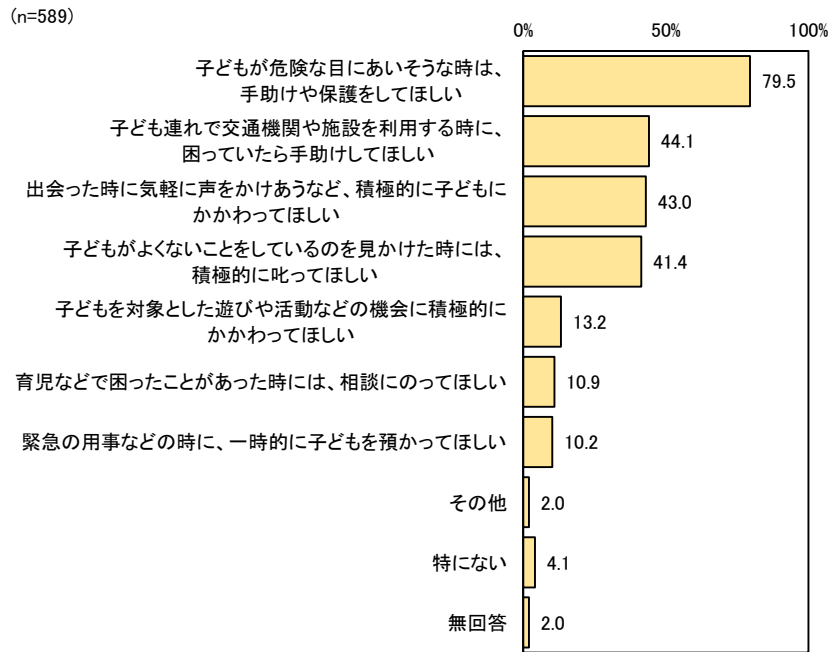


⑩ 近隣・地域の人に求める子育てへの関わり方

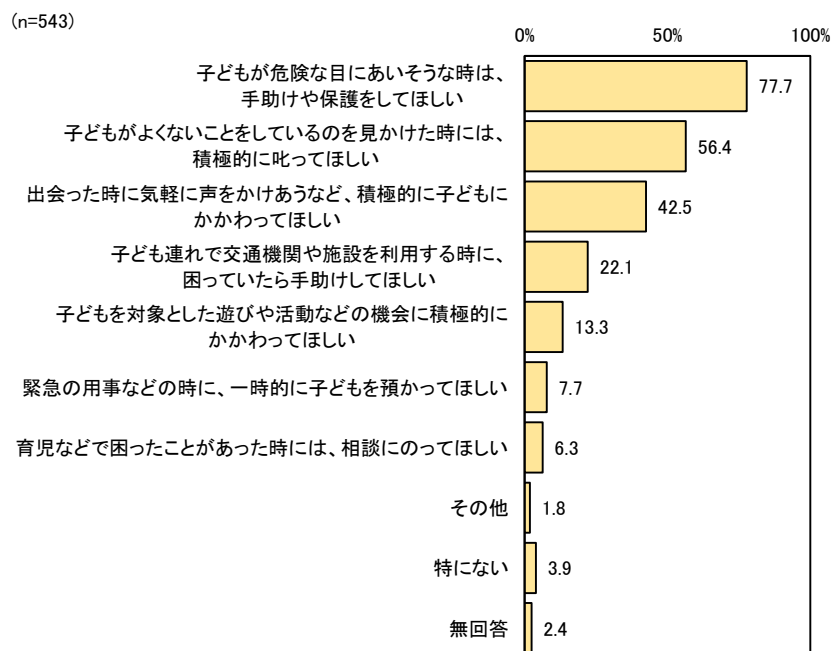
●子育てにおいて、近隣・地域の方にどのようなかかわり方をしてほしいか尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも「子どもが危険な目にあいそうな時は、手助けや保護をしてほしい」を最も多く挙げているほか、上位の回答は共通しています。

子育てにおいて、近隣・地域の方にどのようなかかわり方をしてほしいか（3つまでに○）

①就学前児童



②小学生



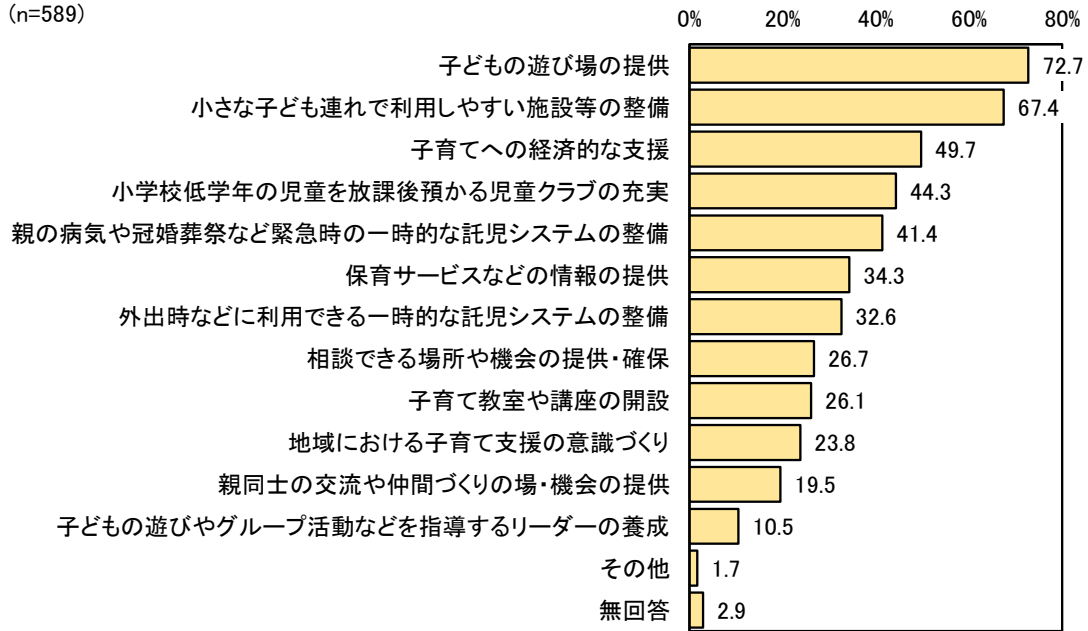
⑪ 希望する子育て支援施策

●今後希望する子育て支援策を尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも「子どもの遊び場の提供」を最も多く挙げているほか、上位の回答は共通しています。

今後希望する子育て支援策（あてはまるものすべてに○）

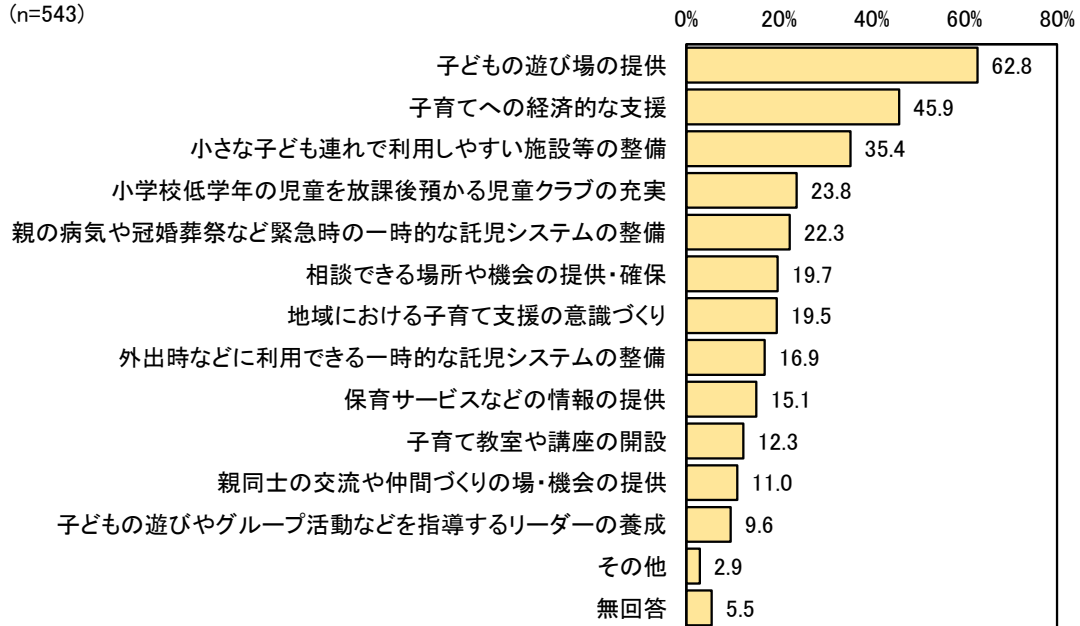
①就学前児童

(n=589)



②小学生

(n=543)



6 杉戸町の人口と児童数の将来推計

本町における人口動態の傾向から将来児童数を推計したところ、本町の子ども的人数は今後減少していく見通しであり、計画最終年となる2024年（令和6年）における就学前児童及び小学生は3,225人と、2019年に比べて500人以上減少する見込みです。

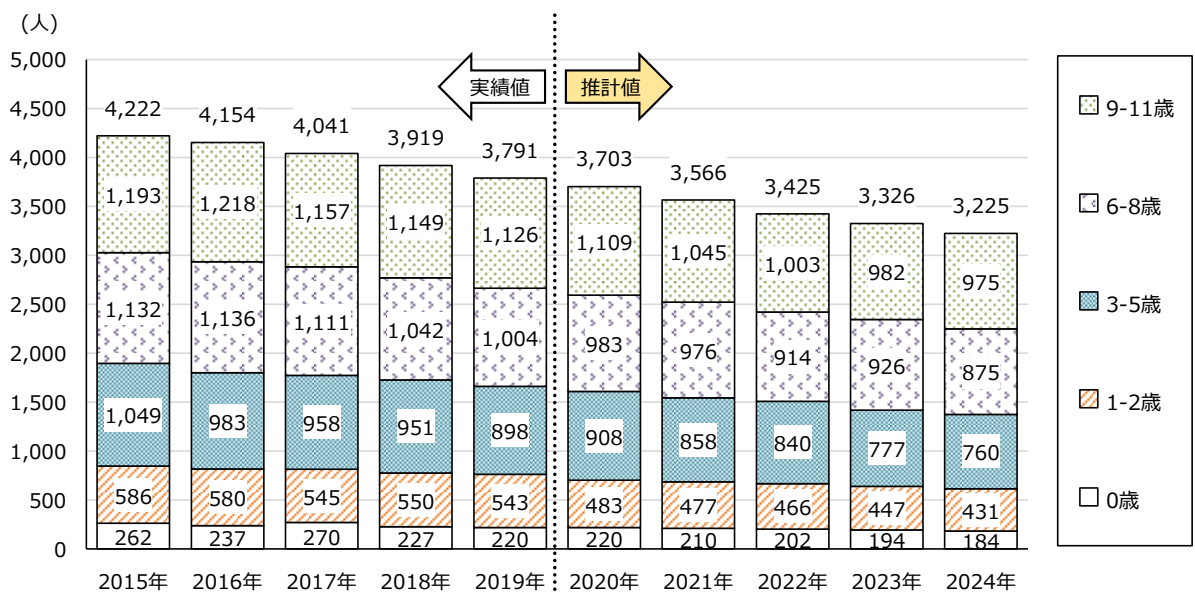
年齢区分別にみると、令和6年における0～5歳の就学前児童数は、平成31年から286人減の1,375人と見込まれます。また、令和6年における6～11歳の小学校児童数は、平成31年から280人減の1,850人と見込まれます。

■児童数の見込み

年齢	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	262	237	270	227	220
1歳	272	285	254	287	240
2歳	314	295	291	263	303
3歳	329	325	301	305	270
4歳	326	331	331	309	316
5歳	394	327	326	337	312
6歳	384	395	330	323	342
7歳	344	389	393	332	327
8歳	404	352	388	387	335
9歳	390	407	353	387	383
10歳	413	397	409	350	390
11歳	390	414	395	412	353
0-5歳	1,897	1,800	1,773	1,728	1,661
6-11歳	2,325	2,354	2,268	2,191	2,130
0-11歳	4,222	4,154	4,041	3,919	3,791

年齢	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	220	210	202	194	184
1歳	234	234	223	215	207
2歳	249	243	243	232	224
3歳	314	258	252	252	241
4歳	277	322	265	259	259
5歳	317	278	323	266	260
6歳	314	319	280	326	268
7歳	343	315	320	281	327
8歳	326	342	314	319	280
9歳	334	325	341	313	318
10歳	384	335	326	342	314
11歳	391	385	336	327	343
0-5歳	1,611	1,545	1,508	1,418	1,375
6-11歳	2,092	2,021	1,917	1,908	1,850
0-11歳	3,703	3,566	3,425	3,326	3,225

資料：平成27年～平成31年は住民基本台帳による実績値。



各年4月1日現在

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえるとともに、第1期計画の理念を継承し、第2期基本理念を以下のように掲げます。

【基本理念】

**笑顔が輝き しあわせ実感
みんなで子育て すぎと**

子ども・子育て支援法における基本理念では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」とされています。

町民みんなが力を合わせ、子どもの成長においてよりやさしい環境を整えていながら、みんなで子育てを支援する街づくりを推進していきます。

2 計画の基本目標

本計画では、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえるとともに、第1期計画の基本目標を継承し、第2期基本目標を以下のように掲げます。

基本目標1 まちぐるみ みんなでつくる 子育て支援のまち

幼児期の教育・保育や子育て支援事業を充実させるとともに、子育てしやすい地域づくりを推進し、地域ぐるみで子育て家庭を応援します。

基本目標2 笑顔が輝き 子ども親も健やかに暮らすまち

母子の健康や子どもの発達に関する支援をはじめ、親子ともに健やかに暮らすことができるよう切れ目なくサポートします。

基本目標3 のびのびと 地域で子どもを育むまち

家庭における親から子への教育を支援するとともに、学校や地域の様々な場において、みんなですぎとの子を育成します。

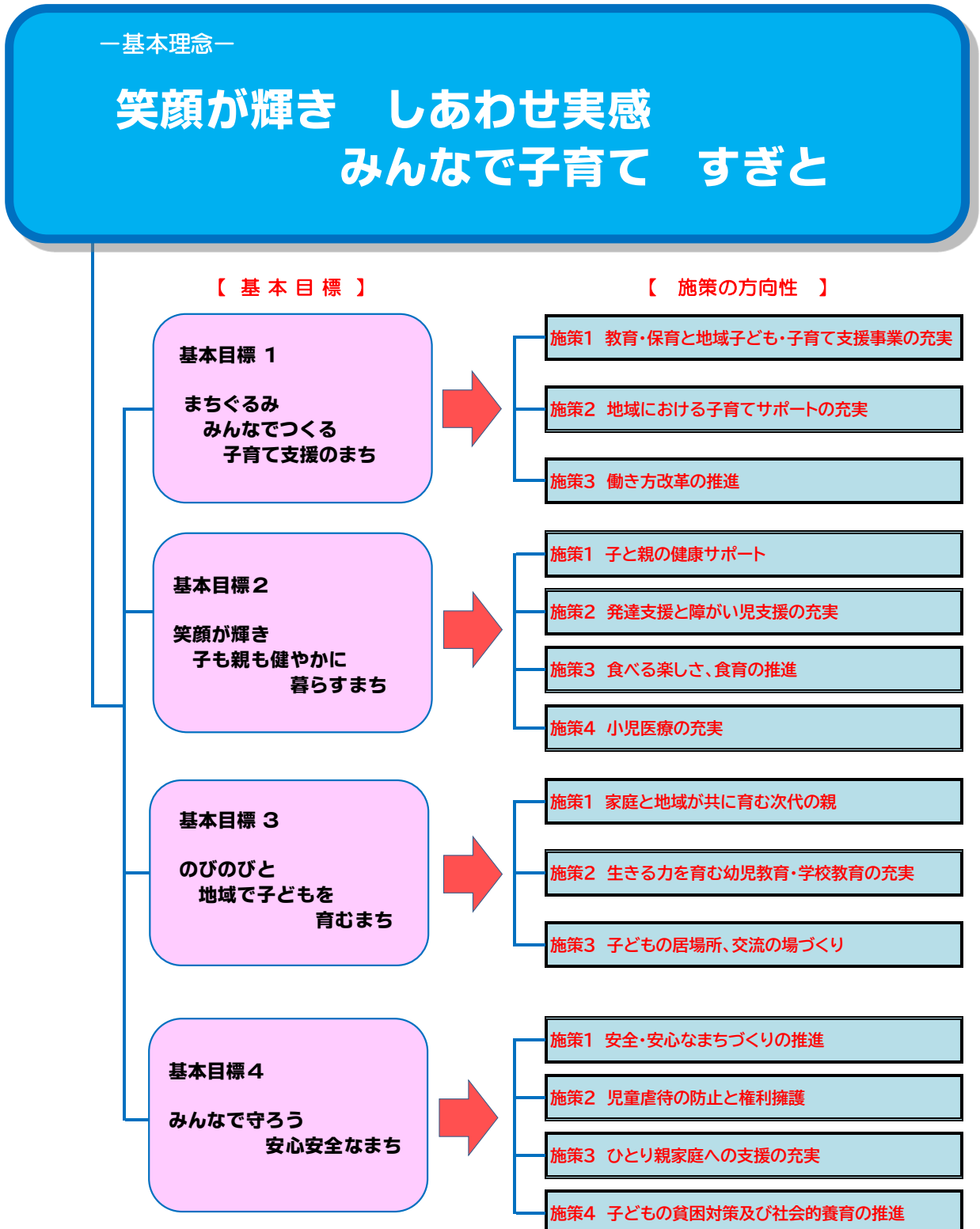
基本目標4 みんなで守ろう 安心安全なまち

本町のあらゆる子どもが、自らの権利が守られながら安全に育ち、保護者も安心して子育てできる環境を整えます。

3 施策の体系

本町における子ども・子育て支援の基本理念実現を目指して4つの基本目標を掲げ、各目標に関係する子ども・子育て支援施策を展開します。

～ 子ども・子育て支援施策の体系 ～



第4章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援事業

子どもと子育て家庭が、幼稚園や保育所（園）、認定こども園などの教育・保育施設及び事業を利用するにあたり、子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

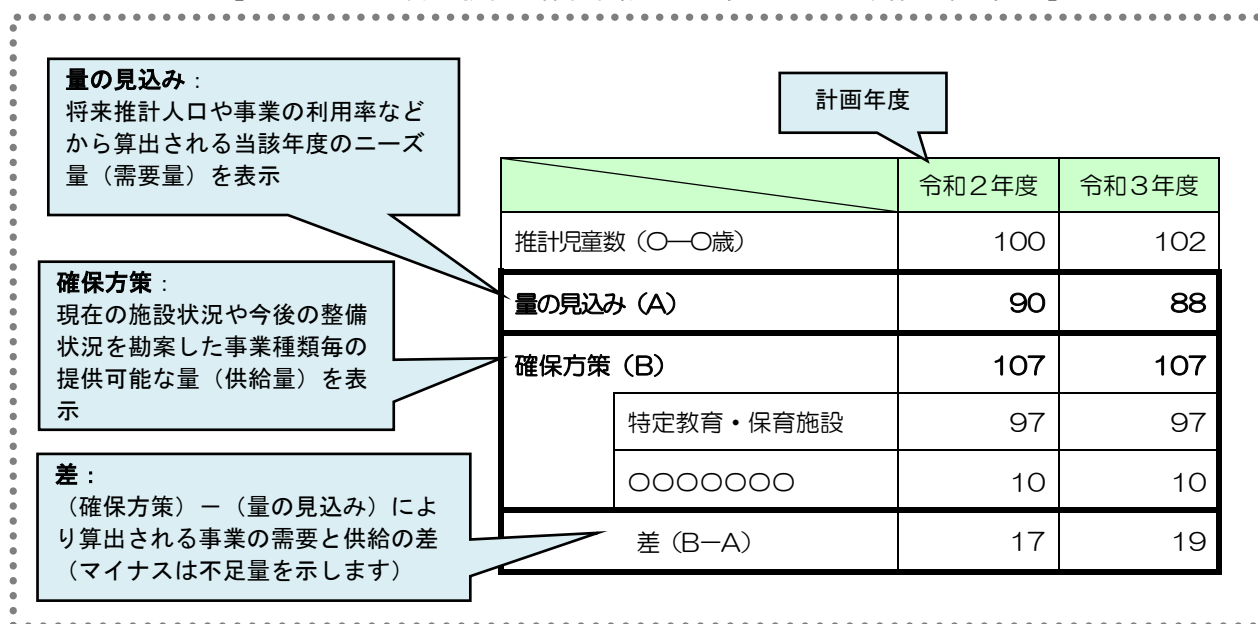
認定には大きく分けて1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を踏まえて計画します。

■年齢と認定（利用できる主な施設および事業）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所（園） 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定)			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

【※次ページ以降の教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方】




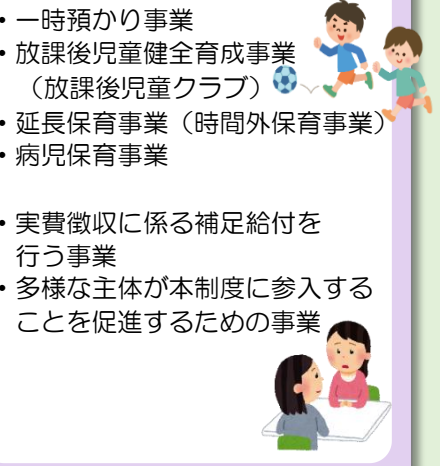
1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の定義

子ども・子育て支援法では、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育事業」、実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容、実施時期について定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定める必要があります。

■教育・保育提供区域の設定対象となる事業

教育・保育事業		地域子ども・子育て支援事業
<p>子どものための教育・保育給付</p> <p>施設型給付費</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園 幼稚園 保育所 <p>地域型保育給付費</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育 (主に0～2歳) 	<p>子育てのための施設等利用給付</p> <p>施設等利用費</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園<未移行> 特別支援学校 預かり保育事業 認可外保育施設等 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 子育て短期支援事業 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 一時預かり事業 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 延長保育事業(時間外保育事業) 病児保育事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 

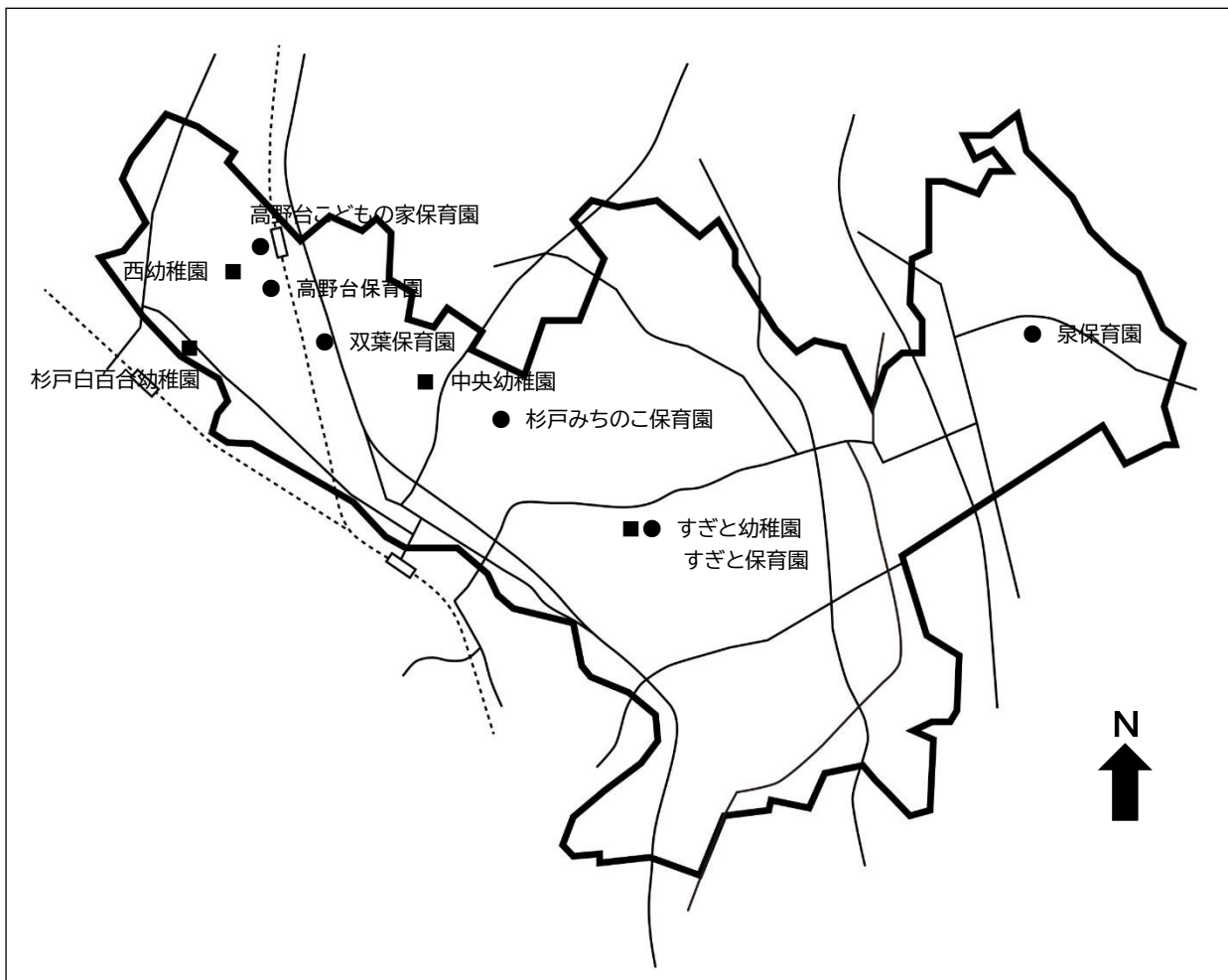
(2) 杉戸町における教育・保育提供区域

< 本町の教育・保育区域の現況 >

提供区域数	区域面積 (km ²)	就学前児童数 (人)	教育・保育施設数 (か所)
1 (杉戸町全域)	30.03 km ²	1,661 人	10 (保育園：6) (幼稚園：4)

(令和元年度4月1日現在)

■本町の幼稚園、保育園の位置



本町においては、待機児童が発生している現状をはじめ、保護者の通勤などから居住地区と利用施設の区域が一致しないケースなど地域の枠を越えて施設や事業が利用されている現状を考慮した場合、教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには広域での調整・確保が必要と考えられます。

したがって、本町では引き続き、**全町を1区域**で教育・保育提供区域を設定します。

また、各事業の提供体制について広域性を確保することを基本とし、児童数やニーズ調査結果、施設立地のバランス等を考慮しながら、量の見込みや確保方策の検討を進めるとともに、柔軟性のある需給調整を行って対応していきます。

2 幼児期の教育・保育の確保方策

(1) 1号認定【3-5歳】

概要

満3歳以上の就学前児童のうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

【現 状】

本町では、令和元年度4月現在、町内の4か所の幼稚園（公立：3、私立：1）において、幼児期の教育の提供を図っています。本町の3-5歳の児童数は減少していることから、認定者数も減少傾向で推移しており、十分な定員を確保しています。

■第1期の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（3-5歳）	1,049人	983人	958人	951人	898人
認定者数（A）	739人	677人	642人	611人	550人
利用定員（B）	1,415人	1,415人	1,090人	1,090人	985人
差（B-A）	676人	738人	448人	479人	435人

各年度4月1日現在、ただし認定者数は各年度5月1日現在

【量の見込みと確保方策】

1号認定、教育希望の2号認定については、町内の幼稚園により必要な定員は確保できる見込みです。ニーズ調査結果から想定される教育希望の2号認定（幼児教育の希望が強く、幼稚園の利用を希望する2号認定）については、第2期計画期間当初は希望者の6割程度は幼稚園を利用する想定であり、就労する保護者の保育の必要性にも着実に応えるべく、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

■第2期の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（3-5歳）	908人	858人	840人	777人	760人
量の見込み（A：必要量）	567人	523人	499人	450人	429人
1号認定	465人	439人	430人	398人	389人
2号認定（教育希望）	102人	84人	69人	52人	40人
確保方策（B）	985人	985人	985人	985人	985人
特定教育・保育施設	585人	585人	585人	585人	585人
幼稚園＜未移行＞	400人	400人	400人	400人	400人
差（B-A）	418人	462人	486人	535人	556人

各年度4月1日現在

(2) 2号認定【3-5歳】

概 要

満3歳以上の就学前児童のうち、保護者の就労などにより保育を必要とする子どもの認定区分です。

【現 状】

本町では、令和元年度4月現在、6か所の保育所（園）（公立：3、私立：3）において、保育の提供を図っています。本町の3-5歳の児童数は減少しているものの、認定者数は増加傾向で推移していますが、必要な定員は確保しています。

■第1期の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（3-5歳）	1,049人	983人	958人	951人	898人
認定者数（A）	271人	264人	284人	294人	309人
利用定員（B）	282人	326人	307人	307人	307人
差（B-A）	11人	62人	23人	13人	▲2人

各年度4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

2号認定については、計画期間当初から認定者数と定員とが均衡し、必要な事業量が確保できる見込みです。

なお、幼児教育の希望が強い2号認定については、令和5年度に新規の認可保育所の整備を見込むことから、第2期計画期間を通じて、2号認定としての利用が増えていく見通しです。

■第2期の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（3-5歳）	908人	858人	840人	777人	760人
量の見込み（A：必要量）	304人	300人	307人	295人	300人
2号認定	244人	231人	226人	209人	205人
2号認定（教育希望）	60人	69人	81人	86人	95人
確保方策（B）	316人	316人	316人	376人	376人
特定教育・保育施設	316人	316人	316人	376人	376人
差（B-A）	12人	16人	9人	81人	76人

各年度4月1日現在

(3) 3号認定【0-2歳】

概 要

0歳から2歳までの就学前児童で、保育を必要とする子どもの認定区分です。

① 3号認定【0歳】

【現 状】

本町では、令和元年度4月現在、6か所の保育所（園）（公立：3、私立：3）において、保育の提供を図っています。

平成29年度以降、利用児童数、保育利用率ともに増加が顕著な状況です。

■第1期の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（0歳）	262人	237人	270人	227人	220人
認定者数（A：必要量）	17人	14人	32人	27人	33人
0歳保育利用率	6.5%	5.9%	11.9%	11.9%	15.0%
利用定員（B）	33人	39人	42人	42人	42人
特定教育・保育施設	33人	39人	42人	42人	42人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
差（B－A）	16人	25人	10人	15人	9人

各年度4月1日現在

【 量の見込みと確保方策 】

本町の0歳の児童数は減少していく見通しであるものの、第2期計画期間中において保育利用率の増加が考えられることから、利用児童数の増加を見込んでいます。

待機児童の発生に加え、保護者の多様なニーズに応えるため、第2期における新たな保育の提供体制として、令和4年度に小規模保育事業所、令和5年度に認可保育所の整備を見込み、計画期間中、定員に不足が生じることのないよう、必要な定員の確保に努めます。

■第2期の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（0歳）	220人	210人	202人	194人	184人
量の見込み（A：必要量）	46人	48人	51人	53人	54人
0歳保育利用率	20.9%	22.9%	25.2%	27.3%	29.3%
確保方策（B）	44人	44人	50人	56人	56人
特定教育・保育施設	44人	44人	44人	50人	50人
特定地域型保育事業	0人	0人	6人	6人	6人
差（B－A）	▲2人	▲4人	▲1人	3人	2人

各年度4月1日現在

② 3号認定【1・2歳】

【現 状】

本町では、令和元年度4月現在、6か所の保育所（園）（公立：3、私立：3）において、保育の提供を図っています。

1・2歳の児童数は減少していますが、保育利用率は増加しており、認定者数は横ばいから増加傾向で推移しています。認定者数が利用定員を上回っていることから定員の弾力化などによる対応を行っておりますが、認定者の年齢の偏りや保育士の確保の問題などもあり、待機児童が発生している状況です。

■第1期の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（1・2歳）	586人	580人	545人	550人	543人
児童数（1歳）	272人	285人	254人	287人	240人
児童数（2歳）	314人	295人	291人	263人	303人
認定者数（A：必要量）	156人	145人	156人	197人	213人
1・2歳保育利用率	26.6%	25.0%	28.6%	35.8%	39.2%
利用定員（B）	132人	152人	148人	148人	148人
差（B－A）	▲24人	7人	▲8人	▲49	▲65

各年度4月1日現在

【 量の見込みと確保方策 】

平成29年度以降、待機児童が発生している状況にあり、本町の1・2歳の児童数は減少していく見通しであるものの、第2期計画期間中において保育利用率の更なる増加が考えられることから、利用児童数は現状に近い水準から増加傾向で推移する見通しです。

待機児童が発生している状況に加え、保護者の多様なニーズに応えるため、第2期における新たな保育の提供体制として、令和4年度に小規模保育事業所、令和5年度に認可保育所の整備を見込み、計画期間中、定員に不足が生じることのないよう、必要な定員の確保に努めます。

■第2期の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（1・2歳）	483人	477人	466人	447人	431人
推計児童数（1歳）	234人	234人	223人	215人	207人
推計児童数（2歳）	249人	243人	243人	232人	224人
量の見込み（A：必要量）	202人	204人	203人	199人	196人
1・2歳保育利用率	41.8%	42.8%	43.6%	44.5%	45.5%
確保方策（B）	157人	157人	177人	207人	207人
特定教育・保育施設	157人	157人	157人	187人	187人
特定地域型保育事業	0人	0人	20人	20人	20人
差（B－A）	▲45人	▲47人	▲26人	8人	11人

各年度4月1日現在

◆ 幼児教育・保育の無償化 ◆

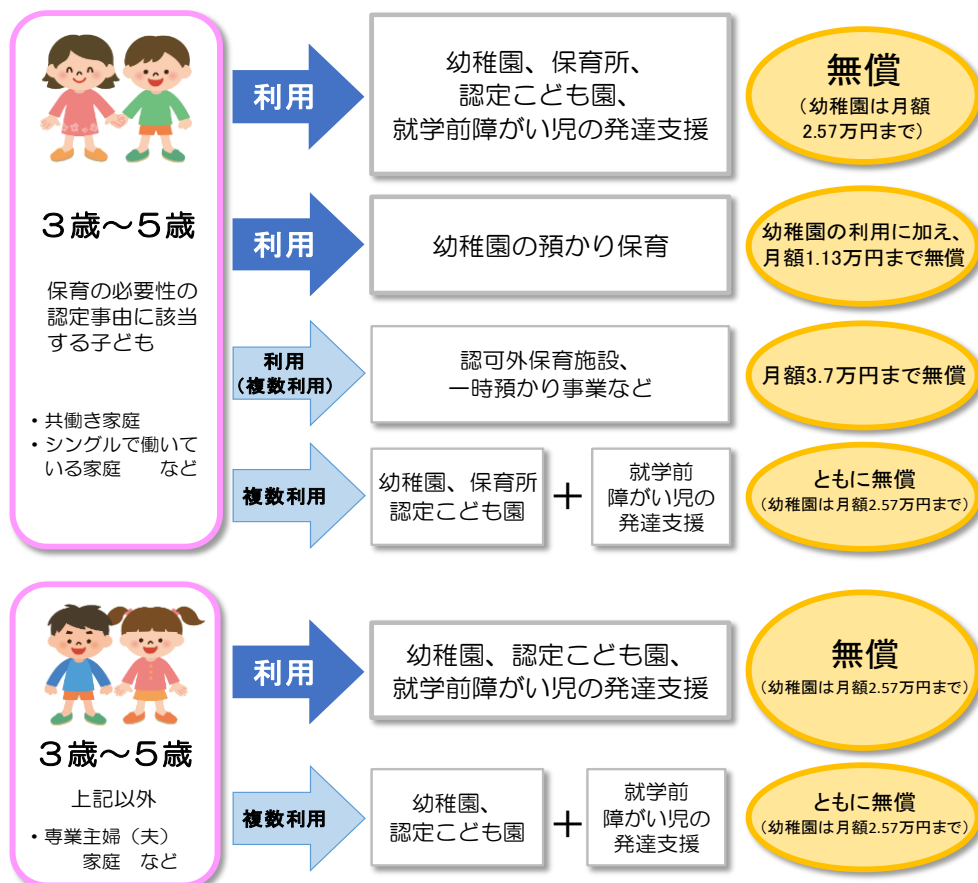
消費税率の引上げによる財源を活用した、若者も高齢者も安心できる全世代型の社会保障制度への転換の一環として、主に3歳以上の子供を対象とした幼児教育・保育の無償化が令和元年度10月1日から始まりました。

少子化対策にもつながるよう、子育て世代の経済的負担軽減を図るとともに、子どもたちの生涯に渡る人格形成の基礎を培う上で重要な幼児教育を推進します。

■ 幼児教育・保育の無償化の内容

対象	幼児教育・保育の無償化の内容
認定こども園 幼稚園、保育所（園） 等	○認定こども園、幼稚園、保育所（園）等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。 ○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所（園）、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。
幼稚園の預かり保育	○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
認可外保育施設等	○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
就学前の障がい児の発達支援	○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。 ○認定こども園、幼稚園、保育所（園）も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

■ 幼児教育・保育の無償化のイメージ



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本町が実施する地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策及びその実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	主な対象
①	利用者支援事業 (基本型・母子保健型)	身近な場所で、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う	0～5歳児、 保護者、妊婦
②	地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設する	0～2歳児、保護者
③	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施する	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行う	乳児、保護者
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談や支援を行う	乳幼児、児童、 保護者、妊婦
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の連携強化を図る事業	児童、保護者、妊婦
⑥	子育て短期支援事業	親が病気になった子ども等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う	0～18歳児
⑦	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等に関する会員相互の援助活動の連絡・調整を行う	0～5歳児 1～6年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園での在園児の預かり保育	3～5歳児
		保育園などでの一時的な預かり保育	0～5歳児
⑨	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後、家に保護者がいない小学生に、適切な遊びの場、生活の場を提供する	1～6年生
⑩	延長保育事業 (時間外保育事業)	通常保育の時間を超えた延長保育	0～5歳児
⑪	病児保育事業	児童が病気からの回復期にある場合などにおいて、専用スペース等で一時的に保育を行います	0～5歳児 1～6年生
⑫	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案し、教育・保育に必要な物品購入費用や行事の参加費用等を助成する	保護者
⑬	多様な主体が本制度に 参入することを促進 するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進するための事業	事業者

(1) 利用者支援事業

概 要

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【 現 状 】

本町では、平成 30 年度に杉戸子育て支援センターに子育て世代包括支援センター（基本型）を設置、利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）を配置し、関係機関との連絡調整や保健センターにおいて出張相談を行い、子育てに関する相談や情報提供などの利用者支援を行っています。

また、同じく平成 30 年度から、保健センターに子育て世代包括支援センター（母子保健型）を設置、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期に渡るまで、切れ目のないサポートに努めています。

■第 1 期の実績

	(年間)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
基本型	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所
母子保健型	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所
計	0 か所	0 か所	0 か所	2 か所	2 か所

【 量の見込みと確保方策 】

引き続き、杉戸子育て支援センター及び保健センター内の子育て世代包括支援センターにおいて事業を実施し、子育て家庭に対し教育・保育施設の情報提供や子育て支援サービス等の利用者支援を図るとともに、利用者支援体制の確保に努めます。

■第 2 期の見込み

	(年間)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
計	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

概 要

公共施設や保育園等の地域の身近な場所において、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行います。

【 現 状 】

杉戸子育て支援センター（中央地区）、泉子育て支援センター（泉地区）、地域子育て支援センター「ポラーノ広場」（西地区）の町内3か所の子育て支援センターで事業を実施しており、地域において子育て中の方が子どもと一緒に立ち寄ることができる場所となっています。施設ごとの特色を活かし、子育ての相談助言、子育てに関する知識や情報の提供、子育てサークルの育成支援などを行っています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用人数	20,448人	20,016人	17,880人	16,332人	10,490人
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【 量の見込みと確保方策 】

引き続き、町内3か所の子育て支援センターで事業を実施します。施設ごとに運営状況の違いはありますが、基本的に定員は設定していないことから従来と同程度の利用を見込んでおり、必要な事業量の確保を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	16,332人	15,959人	15,517人	14,890人	14,284人	
確保方策	延べ利用人数	16,332人	15,959人	15,517人	14,890人	14,284人
	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(3) 妊婦健康診査

概 要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【 現 状 】

妊婦に 14 回分の助成券を配布し、希望する医療機関等における妊婦健診の機会を提供しています。

■第1期の実績

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ受診者数	3,079 人	3,223 人	2,848 人	2,503 人	2,450 人
実受診者数	270 人	254 人	234 人	205 人	200 人

【 量の見込みと確保方策 】

事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き、埼玉県、埼玉県医師会等と連携し、希望する医療機関・助産所等における受診機会の提供を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込みの量	延べ受診者数	2,450 人	2,400 人	2,350 人	2,300 人	2,250 人
	実受診者数	210 人	202 人	194 人	184 人	176 人
確保方策	実施場所	利用者が希望する医療機関				
	実施体制	健康支援課（保健センター）、埼玉県医師会 等				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

概 要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【現 状】

町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に保健師や助産師等が訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問数	218人	252人	217人	217人	196人

【量の見込みと確保方策】

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、健康支援課（保健センター）の保健師等により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげ、育児不安の軽減と虐待の未然防止に努めます。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	220人	210人	202人	194人	184人
確保方策	実施体制	保健師等			
	実施機関	健康支援課（保健センター）			

(5) 養育支援訪問事業

概 要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。

【現 状】

養育のための支援が必要と認められる乳幼児、児童、保護者及び妊婦に対し、保健師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問延べ人数	7人	16人	3人	17人	24人

【量の見込みと確保方策】

実績から事業量を見込んでおり、引き続き、町の保健センター等による事業の実施を予定しています。乳児家庭全戸訪問事業の結果や、母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めます。

また、中核機関となる「要保護児童対策地域協議会」において情報収集、連絡調整を図りながら訪問支援の支援内容を決定し、必要な事業量の確保を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策	実施体制	保健師等			
	実施機関	健康支援課（保健センター）、子育て支援課、児童相談所ほか			

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

概 要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります。

【 現 状 】

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース会議を行い、児童の安全確保のための支援を図っています。

■ 第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
代表者会議	1回	1回	1回	1回	1回
実務者会議	4回	4回	4回	4回	4回
個別ケース会議	4回	5回	2回	3回	4回

【 量の見込みと確保方策 】

今後も、関係機関の連携のもと適切なケース支援が継続されるよう努めます。随時開催する個別ケース検討会議により、ケースに応じた適切な支援策を検討するとともに、実務者会議を開催してケース支援の状況把握・評価を定期的に行います。

また、養育支援訪問事業担当者との情報連携等により、児童虐待の恐れのある家庭等を早期に把握し、養育支援訪問事業との連携を図りながら児童虐待の未然防止に努めます。

(7) 子育て短期支援事業

概 要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

【 現 状 】

児童福祉施設において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業です。

町における提供施設、利用実績はなく、現在実施しておりません。

【 量の見込みと確保方策 】

利用実績もなく、また、ニーズ調査結果からニーズ量も算出されなかったことから、具体的な事業量は見込んでいません。当面はニーズの動向を見守りつつ、関係機関との連携により、対応していきます。

(8) 子育て援助活動支援事業【就学児対象】(ファミリー・サポート・センター事業)

概 要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

【現 状】

本町では、ファミリー・サポート・センター事業を運営しています。依頼会員(受けたい人)、提供会員(提供できる人)の登録を行い、事前打ち合わせの後、援助活動を行っています。

就学後は放課後児童クラブ(学童保育)入室者の送迎(習い事等の支援も含む)が多く、全利用件数の半数以上に及んでいます。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用者数	1,996人	2,124人	2,299人	2,016人	2,740人
依頼会員数	335人	368人	348人	361人	355人
提供会員数	119人	120人	117人	106人	105人
依頼・提供会員(兼任)	26人	26人	29人	30人	32人
運営組織数	1組織	1組織	1組織	1組織	1組織

【量の見込みと確保方策】

引き続き、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、必要な事業量を確保できる見通しです。なお、量の見込みはニーズ調査の結果が実績に比べ過少となるため、実績を踏まえ算出しております。

今後も、利用会員、協力会員の掘り起しに努め、事業の提供体制の確保と子育て家庭の支援に努めます。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
確保方策	延べ利用数	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
	運営組織数	1組織	1組織	1組織	1組織

(9) 一時預かり事業

① 幼稚園在園児対象の一時預かり

概要

幼稚園において、教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

【現 状】

令和元年度現在、町内の私立幼稚園において預かり保育を実施しています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【量の見込みと確保方策】

令和2年度以降に実施する在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、保育園の延長保育と同様、必要な事業量は確保できる見通しです。

また、教育希望を動機として幼稚園を選択する家庭の保育需要に対しても適切な対応を図ります。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	24,813人	23,446人	22,955人	21,233人	20,769人	
確保方策	延べ利用人数	24,813人	23,446人	22,955人	21,233人	20,769人
	利用施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

② 保育園その他の場所での一時預かり

(ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む)

概 要

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、幼稚園や保育園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

【現 状】

令和元年度現在、町内5か所の保育園において、一時預かり事業を実施しています。利用は一定の水準で推移しています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一時預かり事業(延べ)	738人	897人	1,105人	768人	677人

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果を踏まえ、実績とほぼ同水準の事業量を見込んでいますが、町内の保育園において実施する一時預かり事業により必要な事業量は確保できる見通しです。

なお、本町においては、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を一時預かり事業の確保方策としては見込んでおりません。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	614人	589人	575人	541人	524人
確保方策	614人	589人	575人	541人	524人
一時預かり事業(延べ)	614人	589人	575人	541人	524人

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

概 要

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【現 状】

本町では、7か所において、保護者が昼間家庭にいない小学生（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

利用児童数は、定員を超過しましたが、すべての登録児童が毎日利用するというわけではないことから、すべての児童が利用できる状況となっています。

■第1期の実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数 (A)	小学1～3年	283人	292人	300人	301人	272人
	小学4～6年	82人	99人	95人	103人	118人
	計	365人	391人	395人	404人	390人
定員数 (B)		345人	345人	345人	375人	375人
設置数		7クラブ	7クラブ	7クラブ	7クラブ	7クラブ
差 (B-A)		▲20人	▲46人	▲50人	▲29人	▲15人

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

第2期計画期間中、従来と同等の水準の利用量を見込んでいます。本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き小学校ごとに7か所のクラブを運営し、必要な事業量の確保を図ります。また、施設整備については、条例等に基づいた整備を推進します。

なお、障がいのある子どもへの対応については、関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (A)	小学1～3年	276人	280人	277人	273人	269人
	小学4～6年	121人	115人	110人	107人	106人
	計	397人	395人	387人	380人	375人
定員数 (B)		375人	375人	385人	385人	385人
設置数		7クラブ	8クラブ	8クラブ	8クラブ	9クラブ
差 (B-A)		▲22人	▲20人	▲2人	5人	10人

各年4月1日現在

(11) 延長保育事業（時間外保育事業）

概 要

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所（園）等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

【 現 状 】

令和元年度現在、町内6か所のすべての保育所（園）において、11時間の開所時間を超えて延長保育が実施されています。開所時間については7時から19時の範囲で保育時間を拡大し、子育て家庭の保育ニーズへの対応を図っています。利用者数は一定の水準で推移している状況です。

■第1期の実績（保育所分のみ）

（年間）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実人数	360人	206人	283人	334人	295人
実施施設数	6か所	7か所	6か所	6か所	6か所

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果を踏まえ、事業量を見込んでいます。引き続き、町内6か所のすべての保育園における実施を見込んでおり、事業の性質上、定員の設定などはないことから、従来と同等以上の利用があった場合にも、必要な事業量は確保できる見通しです。

■第2期の見込み

（年間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	152人	146人	143人	134人	130人	
確保方策	利用実人数	152人	146人	143人	134人	130人
	実施施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

(12) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

概 要

児童が病気の際、または病気からの回復期、あるいは保育中に体調不良になった場合等において、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

【 現 状 】

本町では、病児保育室「とんことり」で病児保育事業（病児対応型）が実施されており、利用者数は一定の水準で推移しています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用延べ人数	732人	700人	814人	604人	415人
実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果を踏まえ、これまでの利用実績と同水準の事業量を見込んでいます。引き続き、病児保育室「とんことり」による事業実施により、（需要の掘り起こしによる更なる利用があった場合においても、）必要な事業量は十分に確保できる見通しです。

なお、本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を、病児を保育する事業の確保方策としては位置づけておりません。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み (A)	637人	611人	596人	561人	544人	
確保方策 (B)	病児保育事業 (延べ)	637人	611人	596人	561人	544人
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人	

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概 要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等を受けた場合にかかる給食の副食費や日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入等に要する費用を助成する事業です。

【 現 状 】

幼児教育・保育の無償化に伴い、給食を実施している幼稚園の副食費の実費徴収分に係る補足給付事業を令和元年10月より開始しました。

【 量の見込みと確保方策 】

幼稚園の給食の副食費に係る補足給付事業については、低所得者世帯及び第3子以降の子どもが対象となります。

また、その他の事業の実施については、今後検討していきます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

概 要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営の促進を図る事業です。

【 現 状 】

本町においては、第1期計画中、この事業の実施には至っておりません。

【 量の見込みと確保方策 】

第2期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

4 教育・保育環境の充実に向けた施策の推進

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

乳幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連3法に基づく支援制度において、国が進める重要施策の1つです。認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、教育・保育を一体的に提供できる施設として、既存の幼稚園や保育所からの移行を促進されるものです。

既存の幼稚園や保育所からの認定こども園への移行、新たな認定こども園の設置について、利用者や設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切な普及・促進を図っていきます。

(2) 幼稚園及び保育所と小学校、中学校との連携の推進

子どもは発達・成長の段階に応じて、様々な支援が必要になり、その支援は妊娠・出産期から切れ目なく続くものです。それぞれの発達・成長の段階に質の高い教育・保育を提供するために、幼稚園・保育所、小学校・中学校、また子育て支援を行う組織、団体の連携強化を推進します。

(3) 産後の休業及び育児休業の保育等の利用支援

保護者が認定こども園や保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないように、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、子育て支援課窓口や子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

(4) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 まちぐるみ みんなでつくる子育て支援のまち

1 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の充実

本町に居住するすべての子どもが、適切で豊かな教育・保育が受けられ、親も安心して仕事と子育てが両立できるよう、質及び量の両面で充実した教育・保育の提供体制の確保を図ります。

さらに、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

項目と内容	担当課
①幼児期の教育の充実	
満3歳以上の小学校就学前の子どもたちに、適切で豊かな幼児教育を提供します。	子育て支援課
②保育サービスの充実	
0歳児から小学校就学前の子どもで、保護者の労働または疾病などの理由で家庭において必要な保育が受けられない子どもたちに、適切で豊かな保育を提供します。	子育て支援課
③子ども・子育て支援事業の充実	
本町の地域の実情に合わせて、子どもと子育て家庭を支援する各種事業を実施します。	子育て支援課 健康支援課 教育総務課

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の詳細な内容や事業量等については、「第4章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援事業」で詳しく説明しています。



2 地域における子育てサポートの充実

すべての子育て家庭が、地域の中でのびのびと安心して子育てができるよう、情報提供・相談体制の充実を図るとともに、交流・ふれあいの機会の拡充に努めます。

地域において保育や子育て支援を担う人材や組織の育成を図るなど、地域全体で子育てを支えることにより、子育て家庭が抱える様々な不安や負担感の軽減を図ります。

項目と内容	担当課
①子育て世代包括支援センター	
平成30年10月から、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、切れ目のない支援を行うため「杉戸町子育て世代包括支援センター」を開設しました。保健センターの母子保健コーディネーター、子育て支援センター「たんぼぼ」の子育てコンシェルジュが連携しながら、家族の健康や子育てに関する相談に応じ、必要なサポートを行います。	子育て支援課 (子育て支援センター) 健康支援課
②子育て支援センター等における情報発信	
子育て支援センターを中心として、乳幼児期の子育てに関する様々な情報の発信を行います。	子育て支援課 (子育て支援センター)
③子育てコンシェルジュの配置	
子育て支援センターに、子育てに関する情報提供や相談支援、子育て講座の開催を担う職員として、子育てコンシェルジュを配置します。	子育て支援課 (子育て支援センター)
④子育て相談（子育て支援センター）	
子育て支援センターにおいて、子育て相談を随時実施します。いつでも気軽に感じられる相談体制の確保に努めます。	子育て支援課 (子育て支援センター)
⑤交流の場づくり（子育て支援センター）	
身近な場所において、親子が気軽に集うことができ、相談・交流できる場の提供を推進します。	子育て支援課 (子育て支援センター)
⑥育児サークルの育成・活動支援（子育て支援センター）	
子育て中の仲間をつくって楽しく支え合いながら子育てができるよう、育児サークルの育成とその活動を支援します。	子育て支援課 (子育て支援センター)
⑦育児教室・子育て講習会等の開催（子育て支援センター）	
年齢別育児教室や子育ての知識を学ぶ講習会、リフレッシュや父親向けの講習会などを開催します。	子育て支援課 (子育て支援センター)
⑧幼稚園・保育園における相談事業	
幼児期の教育の大切さや家庭との連携を図ることの大切さを踏まえ、幼稚園及び保育園では定期的な個人面談や随時相談を実施します。	子育て支援課
⑨公民館における子育て支援事業	
子育て中の保護者（父親及び母親）が子育てに関する情報を交換し、互いに子育てのノウハウを身に付けられる子育て支援事業を実施します。	社会教育課 (公民館)

3 働き方改革の推進

仕事と子育てを両立するワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場や家庭において、働き方改革を推進します。

職場優先の風潮や固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制や休暇取得の促進などを旨とし、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するため、広報・啓発、研修、情報提供等を推進します。

項目と内容	担当課
① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 国・県等の関係機関から提供された情報を事業所向けに発信するなど、幅広い啓発を進めます。	商工観光課
②男女共同参画意識の啓発 男女共同参画についての認識を深められるよう、研修会や講演会などの啓発活動を実施します。	人権・男女共同参画推進課
③子育てと業務の両立をめざす勤務環境の整備 子育てと業務の両立を図り、仕事と生活を調和させていくため、杉戸町特定事業主行動計画に掲げる取り組みを推進します。	総務課



基本目標 2 笑顔が輝き 子ども親も健やかに暮らすまち

1 子と親の健康サポート

すべての子どもが健やかに成長できるよう、安心して妊娠・出産できる環境づくりと、母子保健事業に取り組みます。

また、保護者の育児不安の解消を図るため、乳幼児健診の場などを活用した相談支援に努めるとともに、児童虐待の発生予防の観点を含めた、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

項目と内容	担当課
①母子保健コーディネーターの配置	健康支援課
健康づくりや予防接種に関する情報提供や相談支援など、子と親の健康を支える専門職として、保健センターに母子保健コーディネーターを配置します。	
②母子健康手帳の交付・妊婦健康診査の実施	健康支援課
母子健康手帳交付時に母子保健コーディネーターとの面接を実施し、様々な情報を必要な時に入手できる環境を整備します。妊娠中の異常を早期発見し、適切な保健指導を行うため、妊婦健康診査を実施します。	
③ママパパ教室の開催	健康支援課
出産・育児に対する準備教室を実施します。	
④妊産婦・乳幼児訪問指導	健康支援課
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問を実施します。また、妊娠期からの継続的な支援や養育状態に支援が必要な家庭等に訪問を実施します。	
⑤乳幼児健康診査	健康支援課
乳幼児健康診査（3～4か月児・9～10か月児・1歳6か月児・3歳児）の受診率の向上と未受診者の把握に努めます。	
⑥健康相談	健康支援課
健康に関する相談を実施し、育児不安の軽減・虐待予防に努めます。	
⑦予防接種	健康支援課
各年代に応じた予防接種を実施します。乳幼児に対しては、家庭訪問・乳幼児健診時に保護者に説明するほか、学生に対しては、個別通知、広報・ホームページ掲載により周知を図り、接種率の低下を防止します。	
⑧杉戸町母子愛育会活動の推進	健康支援課
母子愛育会活動を推進します。	

2 発達支援と障がい児支援の充実

発育・発達に支援が必要な子、障がいのある子を早期に発見し、一人ひとりの発達段階に応じた適切な支援を図ります。

障がいのある子が身近な地域で安心した生活を送れるよう、保育園や放課後児童クラブにおける受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な療育、福祉サービスの提供、就園・就学支援から教育などの一貫した支援体制の構築を推進するとともに、障がいのある子どもを支える家族に対する支援に努めます。

項目と内容	担当課
①乳幼児健康診査等による早期発見	
幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児）では、保健師等のほか臨床心理士等の専門職を交え、療育が必要な子どもの早期発見・早期支援を行います。	健康支援課
②乳幼児健全発達支援相談指導事業（個別相談）	
発達に心配のある乳幼児や育児不安のある保護者等に対し、個別相談を実施します。	健康支援課
③きらきら教室	
発達に心配がある児と育児に困難さを抱える保護者を対象として、作業療法士を中心に遊びを通して発達を伸ばす関わりを集団で行います。	健康支援課
④幼稚園・保育園での受け入れ	
関係機関との連携を図りながら、適切な就園相談を実施し、幼稚園・保育園における障がい児の受け入れ体制の充実に努めます。	子育て支援課
⑤放課後児童クラブでの受け入れ	
関係機関との連携を図り、障がい児の受け入れ体制の充実に努めます。	教育総務課
⑥特別支援教育	
特別支援学級及び言語通級指導教室を設置し、幼稚園、小・中学校教員への研修を実施、障がい等に応じた教育を推進します。	学校教育課
⑦障害児福祉サービス	
児童福祉法に基づき、療育が必要なお子さんに対して、集団生活の適応のための専門的な支援や、生活能力向上のための訓練等のサービス等を提供します。	福祉課

3 食べる楽しさ、食育の推進

乳幼児期からの正しい食習慣の形成を推進することにより、健康な心と身体、望ましい食習慣の基礎と食を通じた豊かな人間性の形成などを図ります。

保健や教育をはじめ様々な分野が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を図るとともに、保健センター等の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを推進します。

項目と内容	担当課
①教育・保育施設における食育の推進	
幼稚園、保育園において、行事食などを通じた食育の推進を図るとともに、食に関する正しい知識の普及・啓発を図り、保護者に食育の周知を進めます。	子育て支援課
②学校における食育の推進	
子どもたちが将来にわたり、自らの食生活に関心を持って健康な生活を送れるよう、栄養教諭を中心に、関係教科や総合的な学習の時間、給食の時間等における食育を実施します。	学校教育課
③地産地消の促進	
町内の小・中学校において、地域食材の使用を推進します。	教育総務課 農業振興課
④離乳食教室	
管理栄養士による講話と調理実習、試食などを行い、乳幼児の食生活の基礎となる「離乳食」についての学習機会を提供し、発達段階に応じた食に関する情報提供を通じて、子育て不安の軽減に努めます。	健康支援課
⑤栄養相談	
管理栄養士による栄養相談を随時実施するほか、乳幼児健診における栄養相談を実施し、食事や栄養、発育に関する不安や悩みの解決に努めます。	健康支援課

4 小児医療の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう小児医療の充実に努めます。特に、小児救急医療については、県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、確保に向けた取り組みを推進します。

また、保護者が安心して子育てをする上で、子どもの医療に係る経済的負担は大きいことから、医療費の助成を図ります。

項目と内容	担当課
①子ども医療費支給制度の充実	
中学校修了までの児童の医療保険適用の医療費を支給します。	子育て支援課
②小児休日診療	
感染症が流行する12月～3月の休日の午前に、杉戸町・幸手市両医師会の小児科医の協力のもと、在宅当番診療を実施します。	健康支援課
③小児救急医療体制	
東部北地区管内の小児科の病院にて、休日の昼間と毎日の夜間、小児の二次救急診療を実施します。	健康支援課



基本目標3 のびのびと 地域で子どもを育むまち

1 家庭と地域が共に育む次代の親

家庭は、基本的な生活習慣やマナーなどを身に付けたり、子どもの将来にわたる生活習慣や人格形成を図る上で基礎的な場であることから、学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。

子どもの成長には、家庭のみならず地域の人々との交流や体験活動も重要であることから、地域住民の子ども・子育てへの関心を喚起し、学校、家庭及び地域の連携のもと、地域ぐるみで子どもを育てる意識の醸成と取り組みを推進します。

項目と内容	担当課
①家庭教育に関する学習機会	
保護者が子どもに基本的な生活習慣や社会的マナーを身に付けさせることができるよう、公民館において、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。	社会教育課
②「すぎの子憲章」の啓発	
広報紙やイベント等を通じて「すぎの子憲章」の啓発を進めます。	子育て支援課
③あいさつ運動	
各小・中学校PTAと共催により、あいさつ運動を実施します。道徳心を養い、心のふれあいを推進します。	住民協働課
④有害環境対策	
青少年育成推進員協議会による町内の巡回調査を行い、啓発活動を実施します。携帯電話のフィルタリング啓発に取り組みます。	子育て支援課

2 生きる力を育む幼児教育・学校教育の充実

子どもの生きる力は集団生活の中で培われるものも多いため、幼稚園、保育園における幼児期の教育活動、教育環境の充実を図るとともに、小学校との連携を推進します。

小・中学校においては、地域及び家庭との連携・協力を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、指導法・指導体制の工夫改善を図りながら、全教育活動を通して「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の向上」を推進します。

また、思春期は身体の急激な変化とともに心が大きく揺れ動く時期であり、児童・生徒の保健に関する正しい知識の普及と親身な相談体制を確保します。

項目と内容	担当課
①就学前教育の充実	
幼稚園、保育園職員の研修及び指導計画の共通化等による専門的機能を生かし、幼児教育の質的向上と子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
②地域に信頼された開かれた学校づくり	
各小・中学校が、特色ある教育活動を実施し、保護者・地域に情報発信することで信頼される開かれた学校づくりを推進します。	学校教育課
③乳幼児とのふれあいの機会	
キャリア教育の視点から、子どもの個性を認め、よさを生かす活動として、総合的な学習の時間や家庭科の学習及び社会体験事業等において、幼稚園や保育園等で乳幼児とふれあう機会を提供します。	子育て支援課 学校教育課
④幼・保・小連携（一貫教育）の推進	
就学児が学校生活に適應できるよう、幼稚園・保育園と小学校の連絡会を年2回実施します。	子育て支援課 学校教育課
⑤学校施設開放	
地域のスポーツ及びコミュニティの活性化を図るため、学校施設を開放し、有効活用を図ります。	社会教育課
⑥学校教育と保健センターの連携による健康教育	
希望のあった小・中学校において、健康なからだづくりをテーマに健康教育を実施するほか、思春期の心身の健康づくりに必要な相談体制を整備します。	学校教育課 健康支援課

3 子どもの居場所、交流の場づくり

児童の健全育成を図るため、児童館、公民館、町立図書館、生涯学習センター等の施設や、子ども会、自治会、地域ボランティア、NPO等の社会資源を活用し、子どもの居場所、交流の場づくりを推進します。自然体験や伝統遊びなどの多様な体験活動の機会の充実を図るとともに、親子間さらには地域の高齢者と子どもたちなどの世代を超えた交流を促進します。

項目と内容	担当課
①児童館の充実	
泉児童館活動の充実を図るとともに、公民館等において出前児童館事業や、広場などの開催を進めます。	子育て支援課
②子育て支援センターにおける児童館事業の展開	
児童館との連携のもと、子育て支援センターにおいて児童館事業を実施します。	子育て支援課 (子育て支援センター)
③青少年相談員活動の促進	
青少年相談員事業として、自然の大切さや仲間の大切さを学ぶ機会を提供していきます。	子育て支援課
④生涯学習センター・町立図書館における子ども向け事業	
夏休みの「図書館お泊り会」や「朝活図書館」などを開催し、本や人を通じた子どもたちの体験機会や読書環境づくりの提供を進めます。	社会教育課
⑤放課後子供教室の充実	
活動内容を検討し、事業の充実を図ります。(※新・放課後子ども総合プラン参照)	社会教育課
⑥スポーツ少年団活動の促進	
子どもたちの身近なスポーツ団体として、スポーツ少年団の活動を支援します。	社会教育課
⑦公民館における子ども向け事業	
古代体験学習、親子観劇などの様々な活動を通して、子どもにとって多様な体験や仲間づくりができ、親子・親同士の交流も図られる公民館事業を推進します。	社会教育課
⑧子どもの遊び場の充実	
地区の公園など、身近な遊び場の充実を図ります。	都市施設 整備課
⑨公民館における高齢者との交流事業	
郷土に伝わる伝統遊び体験などを通じて、子どもと高齢者の交流を図ります。	社会教育課
⑩なかよし広場事業	
子どもの健やかな成長を願い、また、保護者が安心できる子育てに役立つよう、就園前の子育ての指導を実施します。	子育て支援課

新・放課後子ども総合プラン

■目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後や長期休暇を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めるための計画です。

■実施目標

○放課後子供教室の実施にあたっては、余裕教室や放課後に使用していない特別教室等を活用し、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室においても同様に、余裕教室等を活用する体制を整え、令和5年度末までに4か所の小学校での一体型の実施を目指します。

【実施目標】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	目標年度 令和6年 (令和5年度末)
	放課後児童クラブ数	7クラブ	7クラブ	7クラブ	8クラブ	8クラブ
放課後子供教室（整備）数	3教室	3教室	3教室	3教室	3教室	4教室
放課後児童クラブと 放課後子供教室の一体型実施数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	4か所

※ p56 放課後児童健全育成事業とは目標年（度）が異なります。

■実施に向けた方策

- 実施に向け、実施主体である教育総務課と社会教育課が連携し、各学校との協議を行い、放課後子ども総合プランの必要性及び意義等への理解を促します。
- 実施の際には、運営委員会を設置し、余裕教室の活用状況等について協議を行います。
- 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携し、プログラムの内容や実施日等を検討するため小学校毎に協議の場を設けます。
- 放課後活動の実施にあたっては、所管課間で十分協議し、その責任体制を明確化していきます。
- 放課後児童クラブについては、保育の必要性が高い未就学児がその延長で使うケースが多くみられることから、子育て支援課から教育総務課への情報提供を図り、事業の円滑な推進を目指していきます。
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室における特別な配慮が必要な児童について、今後も児童が安心して過ごすことができるよう、支援方策等について研修や共有を図り、対応の充実を図ります。
- 保護者のニーズや現場の状況等を勘案し、放課後児童クラブ、放課後子供教室の開設時間の検討を行います。
- 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、ホームページやおたより等による周知を行うとともに、必要に応じて地域組織や関係機関等とも情報共有を図ります。

基本目標4 みんなで守ろう 安心安全なまち

1 安全・安心なまちづくりの推進

子どもが安全にのびのびと活動でき、保護者が安心して子育てができるよう、警察、学校、幼稚園、保育園さらには地域住民が一丸となって、防犯や防災、交通安全対策に取り組み、地域社会全体で子どもの安全を確保します。

また、子育て期にある多子世帯、将来的に子育てを担う若い世代などがゆとりある住宅に入居できるよう支援を図ります。

項目と内容	担当課
①子育て世帯への支援	
町営・県営住宅などの入居募集の情報を提供します。町営住宅の入居申告登録においては、父子・母子・多子世帯を優先して登録を行います。	建築課
②杉戸町子ども110番「ホッとハウス」	
杉戸町子ども110番「ホッとハウス」を委嘱し、子どもを一時的に保護する緊急避難所としての役割をお願いします。安心・安全な登下校を地域の力で守ります。	学校教育課
③交通安全施設の整備	
交通安全施設の充実を図るとともに、通学路の点検結果等をもとに危険箇所の改善に努めます。	くらし安全課
④交通安全教育	
警察、交通指導員、交通安全関係団体と連携した交通安全教室を実施します。	くらし安全課
⑤防災行政無線を活用した防犯	
下校時間帯に斉放送を行い、見守りによる犯罪の抑止を図ります。	くらし安全課



2 児童虐待の防止と権利擁護

子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進するとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を強化し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。また、支援体制の充実のため、子ども家庭総合支援拠点の設置についても検討を進めます。

項目と内容	担当課
①保育園における相談支援活動	
児童相談所等との連携を図り、必要に応じ、面接・助言を行っていきます。職員研修の参加に努めます。	子育て支援課
②要保護児童対策地域協議会	
問題を抱える児童の状況に応じ、児童虐待防止、効果的な援助方法や対応等を協議し実践していきます。	子育て支援課
③支援体制の整備充実	
DV 被害者の保護と自立への支援のため、庁内関係各課をはじめ関係機関との連携を図り支援体制を充実させます。	人権・男女共同参画推進課
④女性相談窓口の充実	
夫・パートナーからの暴力をはじめ、女性の悩み全般について相談できる窓口の充実に努めます。	人権・男女共同参画推進課
⑤虐待防止活動の推進	
広報紙や街頭活動等により、児童虐待防止についての住民の意識を高めます。また、乳幼児健診未受診者の把握、訪問活動などにより、虐待の早期発見に努めます。	子育て支援課 健康支援課

3 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭は、経済面、心理面、育児面など、多様な支援を要することも少なくないため、その家庭が置かれている状況を把握しながら、相談・助言や情報提供、各種助成制度の活用など、適切な支援を図ります。ひとり親家庭の自立を支援するため、子育て支援や生活支援から、就業支援も含めた、総合的なサポートに努めます。

項目と内容	担当課
①児童扶養手当の支給	
<p>広報紙やホームページの掲載、窓口での案内等により該当者に制度の周知を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>
②母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	
<p>児童扶養手当の申請時にパンフレットを該当者に渡すとともに、窓口等で周知を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>
③ 自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金	
<p>児童扶養手当の申請時にパンフレットを該当者に渡すとともに、窓口等で周知を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>
④ひとり親家庭等医療費助成の充実	
<p>保険医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。</p>	<p>子育て支援課</p>

4 子どもの貧困対策及び社会的養育の推進

すべての子どもには、保護者などからたくさんの愛情を受け、適切に養育されながら、健やかな成長と発達及び自立が保障される権利があります。

一人ひとりの子どもの権利と将来の可能性に格差が生じないよう、その幸せと最善の利益を第一に考えながら、子ども及び子育て家庭に対する適切な支援を図ります。

項目と内容	担当課
①子どもの貧困対策の推進 生活保護に至る前の段階から、民生委員・児童委員をはじめ県や関係機関と連携して生活に困窮した世帯の自立を支援します。貧困の連鎖を防止するため、そうした家庭の子どもたちの学習支援や就学援助費の支給等を行います。	子育て支援課 福祉課
②社会的養育の推進 児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適当でない場合には、県や児童相談所等の関係機関との連携のもと必要な措置を図ります。	子育て支援課

●貧困対策に関連する主な事業

【就学援助】

学校教育活動において、経済的に支障をきたしている小・中学生の保護者に対して、給食費・学用品費等を支給します。また、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して所得額に応じて、給食費・学用品費等の一部を支給します。

【自立相談支援事業】

生活困窮者が生活保護に至る前に、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談を実施します。

【子ども食堂の運営支援】

地域のボランティアや民間団体などが、主に子どもや親子に無料又は安価で食事を提供する子ども食堂の運営を支援します。

【フードパントリーの運営支援】

企業などから余った食品を集めて保管し、生活に困っている子育て家庭に無料で配る「フードパントリー」の取り組みを支援します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業、その他の施策の内容について、町の広報紙やホームページ等を通じて速やかな周知を図ります。

2 推進体制の強化

本計画には、子ども・子育て支援に関係する様々な施策・事業を位置づけています。したがって、実施にあたっては、関係課で構成される会議を中心に、庁内の関係課との十分な連絡・調整に努めながら、各施策・事業の推進を図ります。

また、地域住民や子ども・子育て事業所・団体、福祉関係機関・団体、学識経験者、行政の代表からなる「子どもにやさしい街づくり推進会議」を活用し、住民の意見や専門家の意見を積極的に取り入れながら、計画を推進していきます。

3 関係機関との連携強化

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、住宅、産業経済など、庁内の様々な課が関係すること、また、盛り込まれた施策・事業には、より高度な子ども・子育てに関する専門性が求められることから、庁内関係各課をはじめ、県・国の関係機関、周辺市町との連携を強化し、施策・事業の推進を図ります。

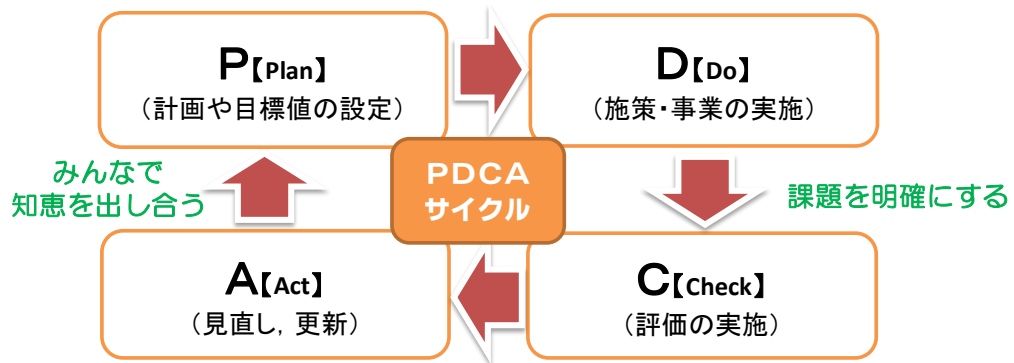
また、施策・事業の実施にあたっては、地域住民や子ども・子育て事業者、団体との連携・協力が必須であることから、連携や協働に向けた関係強化を図ります。

4 計画の進行管理

計画に基づく施策・事業を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況を定期的に点検していく必要があります。

今後、施策・事業の計画目標をもとに毎年の進捗状況を点検・評価するとともに、「子どもにやさしい街づくり推進会議」に報告し、計画の着実な実行を図ります。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

1 計画策定の経過

年月日	事項	内容
平成30年 12月	杉戸町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> ●配布数 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童保護者：1,000件 ・小学生保護者：1,000件 ●有効回答数 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童保護者：589件（回答率：58.9%） ・小学生保護者：543件（回答率：54.3%）
令和元年 8月16日	第1回 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 杉戸町子ども・子育て支援事業計画 平成30年度実施状況及び令和元年度実施計画について (2) 第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和元年 8月21日	第1回 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議	<ul style="list-style-type: none"> (1) 杉戸町子ども・子育て支援事業計画 平成30年度実施状況及び令和元年度実施計画について (2) 第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和元年 11月12日	第2回 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育の量の見込みと確保方策について (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について (3) 杉戸町における子ども・子育て支援施策の展開について
令和元年 11月19日	第2回 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育の量の見込みと確保方策について (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について (3) 杉戸町における子ども・子育て支援施策の展開について
令和元年 12月16日	第3回 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和元年 12月25日	第3回 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議	第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画（素案）について

年月日	事項	内容
令和元年 12月27日 ～ 令和2年 1月31日	パブリックコメントの 実施	意見提出件数：25件（8人）
令和2年 2月12日	第4回 杉戸町子ども・子育て支援 事業計画策定検討委員会	第2期子ども・子育て支援事業計画案に対する意見及び 町の考えについて
令和2年 3月10日	第4回 杉戸町子どもにやさしい 街づくり推進会議	第2期子ども・子育て支援事業計画案に対する意見及び 町の考えについて
令和2年 3月23日	政策会議	第2期子ども・子育て支援事業計画の決定について

2 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議設置要綱

平成8年7月1日

告示第54号

改正 平成12年7月1日告示第115号

平成13年3月30日告示第42号

平成14年6月7日告示第77号

平成18年4月21日告示第73号

平成22年3月26日告示第35号

平成25年7月25日告示第117号

(設置)

第1条 児童が健やかに育成されるための環境整備を自主的、計画的に進めるため、埼玉県通知(平成7年7月7日付、児童第661号)に基づき、子どもにやさしい街づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務及び事業)

第2条 推進会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童健全育成及び母子保健に係わる長期的な基本計画の策定
- (2) 前項の円滑な実現のための助言及び提言
- (3) 児童健全育成及び母子保健に係わる各種団体との連携体制の確立
- (4) 児童健全育成及び母子保健に係わる各種情報の収集及び提供
- (5) 各種事務及び事業の年次及び年間計画の策定等
- (6) 子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第3項及び第61条第7項に規定する意見聴取
- (7) その他、子どもにやさしい街づくり事業の趣旨に合う推進すべきことから

2 推進会議は、次に掲げる実践事業を所掌する。これに際しては、行政主管、関係公共施設、民間団体及び指導者並びにボランティア等、広く町民や企業等の協力を得て、当該事業が定期的、計画的に実施されるよう努めなければならない。

- (1) 子どもの遊び場の確保
- (2) 児童健全育成及び母子保健に関する普及啓発活動及び研修活動
- (3) 児童の自然に恵まれた地域での体験活動
- (4) 児童の老人とのふれあいを推進するための地域交流事業
- (5) 親子のふれあい等を推進するための地域交流事業
- (6) 子どもと家庭の相談事業
- (7) 乳幼児健全育成相談事業
- (8) ジュニアボランティア活動育成等事業
- (9) 父親養育研修事業
- (10) 母子保健に係わる地域活動事業
- (11) 母子栄養管理事業

- (12) 乳幼児の育成指導事業
- (13) 出産前小児保健指導事業
- (14) 産後ケア事業
- (15) 思春期における保健、福祉体験学習指導
- (16) 健全母性育成事業
- (17) その他、子どもにやさしい街づくり事業の趣旨に合う本町独自の事業
(組織)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げるもののうち、22人以内を以て構成し、町長がこれを委嘱する。

- (1) 児童相談所等行政機関の実務担当者
- (2) 主任児童委員等知識経験者
- (3) 児童健全育成並びに母子保健に係わる育成団体
- (4) 企業の代表、又は企業の福利厚生に係わる実務担当者
- (5) 協力施設関係の代表又は実務担当者
- (6) 一般公募による子どもの保護者

2 町長は、特別な理由が生じた場合、前項の規定にかかわらず、臨時に推進会議委員を委嘱することができる。

3 前項における者の任期は、町長が適宜定めることができる。

(任期)

第4条 推進会議委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 推進会議に会長1名、副会長2名を互選により置く。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

(専門委員会)

第7条 推進会議の事務事業を円滑に推進、処理するために、委員中おおむね5名を以て構成する専門委員を置く。

2 専門委員は、会長が指名する。

3 専門委員会に付する事項は、推進会議によって決定されたものとする。

4 専門委員の招集は、専門委員会の代表が会長の了承のもとに行う。

5 専門委員会の代表は、専門委員の互選による。

6 専門委員の任期は、推進会議の任期と同じくする。

(報告書)

第8条 会長は、推進会議の結果について、町長に報告するものとする。

(相互協力)

第9条 児童が健やかに育成されるための環境整備を円滑に推進するため、関係課、関係団体の協力要請ができるものとする。

(事務局)

第10条 推進会議の事務事業を円滑に推進、処理するために、事務局を子育て支援課子育て支援担当に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年8月20日から平成26年3月31日までに委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則 (平成12年7月1日告示第115号)

この告示は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日告示第42号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月7日告示第77号)

この告示は、平成14年7月8日から施行する。

附 則 (平成18年4月21日告示第73号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議設置要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月26日告示第35号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月25日告示第117号)

この告示は、公布の日から施行する。

3 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議委員名簿

番号	区分	選 出 団 体		委員の氏名	役職
1	知識経験者	杉戸町人権擁護委員	代表	清 水 信 武	会長
2	知識経験者	杉戸町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	大越 佳代子	
3	知識経験者	杉戸町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	濱 田 明 美	
4	知識経験者	杉戸町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	鈴 木 恵 子	
5	企業	杉戸町商工会	青年部長	富 澤 義 之	
6	企業	杉戸町商工会	企業代表	堀 江 泰 一	
7	民間協力施設	社会福祉法人 相模会 高野台こどもの家保育園	園長	鈴 木 史 子	
8	民間協力施設	学校法人藤田学園 杉戸白百合幼稚園	園長	水 野 順 子	副会長
9	育成団体	杉戸町区長会	第20区区長	小 山 重 雄	
10	育成団体	杉戸町子ども会育成連絡協議会	副会長	岩 崎 さおり	
11	育成団体	杉戸町小中学校PTA代表	第二小学校 PTA会長	瀬 田 康 晴	
12	育成団体	杉戸町母子愛育会	分班長	岡 崎 宏 子	
13	育成団体	杉戸町福祉ボランティア連絡会	会長	渡 辺 真理子	
14	育成団体	杉戸町青少年相談員協議会	代表	渡 邊 和 樹	
15	行政機関	埼玉県幸手保健所	担当部長	会 田 明 美	
16	行政機関	埼玉県越谷児童相談所	副所長	齋 藤 宏 之	
17	行政機関	杉戸町教育委員会学校教育課	課長	丸 尾 環	
18	町協力施設	杉戸町立幼稚園代表	園長	蛭 間 清 美	副会長
19	町協力施設	杉戸町校長会代表	西小学校長	高 野 達	
20	子どもの保護者	一般公募		日下部 真 樹	
21	子どもの保護者	一般公募		齋 藤 慈 子	
22	子どもの保護者	一般公募		富 塚 直 子	

4 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会設置規程

平成30年5月18日

訓令第16号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定による子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を策定するため、杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の基本方針に関すること。
- (2) 事業計画の案に関すること。
- (3) その他事業計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員長は、子育て支援課長を、副委員長は健康支援課長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第5条 委員会には、事業計画の策定に際し、調査研究を行わせるため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、別表に掲げる委員が属する課の主幹又は主査に相当する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、子育て支援課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、事業計画の策定をもってその効力を失う。

別表

役職名
政策財政課長
財産管理課長
総務課長

人権・男女共同参画推進課長
住民協働課長
くらし安全課長
福祉課長
子育て支援課長
健康支援課長
都市施設整備課長
建築課長
農業振興課長
商工観光課長
教育総務課長
学校教育課長
社会教育課長

第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画

～笑顔が輝き しあわせ実感 みんなで子育て すぎと～

令和2年3月

発 行 杉戸町

編 集 杉戸町 子育て支援課

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号

TEL : 0480-33-1111 (代表)
